

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

——ミュンスター蘭の事例に即して——

渡 辺 尚

11 ベストファーレンとプロイセン

(1) 問題の所在

前章でハンゼ通商圈の形成から消滅にいたる過程を検討した結果、以下の二つが論点として浮かびあがってきた。

第一に、ハンゼ通商圈の東部、バルト海圏が12世紀以降本格化したドイツ人の東方植民*Deutsche Ostsiedlung*という、広域人口移動にともない形成された社会経済空間とかさなるため、東方植民を送りだし、またハンゼ通商の中継基地でもあったベストファーレンと入植地バルト海圏との心理距離が比較的短く、両地域が歴史地理的に近隣関係にあったと言えることだ。大陸部ヨーロッパの北側、西から東北へのびる北海・バルト海岸線沿いの広大な低地空間が、自然地理的属性を共有する固有な風土を形成していることも、この東方植民を可能にした初期条件の一つであったにちがいない。

第二に、この広大な北ヨーロッパ沿海域の東半分、バルト海圏を政治的に統合したのが、エルベ河中流域の内陸部のブランデンブルク辺境伯邦だったことだ。すでに述べたように、ブランデンブルク辺境伯はまず東方へ進出して、かつてバルト族定住の地であったプロイセン公邦を同君連合により統治下におさめ、これを梃にしてバルト海圏の一円的領土拡張に努力をかさねていった。しかも、あたかも振り子運動のように、西方への進出も止むことがなかった。その際、ベストファーレンが西方進出の橋頭堡として利用されたことは、上述の歴史的経緯からして自然な成りゆきというものであろう。ハンゼ通商史はブランデンブルク西進の前史をなしたということができる。

それでは、ブランデンブルクが東方ばかりでなく西方へも持続的に版図をひろげていった理由は何であったのか。「プロイセン」、というよりも独自な二重邦制に刻印された「ブランデンブルク-プロイセン」というべき、近現代ドイツに出現した特異な領邦の歴史を通してみると、ホーエンツォラン*Hohenzollern*（ホーエンツォラー*Hohenzoller*家）の一貫した東西両志向性がその対外政策の基調をなしていたことが浮かびあがる。これは、初代神聖ローマ皇帝オト一世（大帝 936-973）Otto I (*der Große*) 以来10世紀から11世紀にかけて神聖ローマ皇帝を輩出したザクセン公邦が、16世紀に宗教改革の震源地としてルター派

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

の影響圏を西方へもひろげたものの、おなじくザクセン族の地エンゲルンやベストファーレンで領土拡張の動きをみせなかつたこととあざやかな対照をなしている。プランデンブルクとザクセンのこの差異はいったいなにから生まれたのか。ザクセンよりはるかに後発のプランデンブルクの東西両方面進出は、総じて新興国がその成長期において状況がゆるすかぎり全方位的に領土拡張へ向かう一例ということだけで説明できるのだろうか。あるいは、近隣の中部ドイツ諸邦からばかりでなく、西部ドイツ諸邦やネーデルラント、フランスからも、すなわち西ヨーロッパ各地からの断続的な植民により一国家領域として体をなしていったプランデンブルクが、父祖の地への回帰志向を秘めていたということで説明がつくのだろうか。それとも、15世紀以降プランデンブルクに君臨したホーヘンツォランが、そもそも西南ドイツの出自であることを言ったのだろうか¹⁾。ともあれ、プランデンブルクの東西両方向への振り子運動は、19世紀の北ドイツ連邦成立にいたるまで、ときにより強弱のぶれがあつてもやむことがなかつた。ベストファーレンへのプランデンブルクの進出過程を論ずるまえに、そもそも東方志向ばかりでなく西方志向をもプランデンブルクにいわば国是として堅持させた動機はなにであったのかを検討することは、けっして無意義でなかろう。

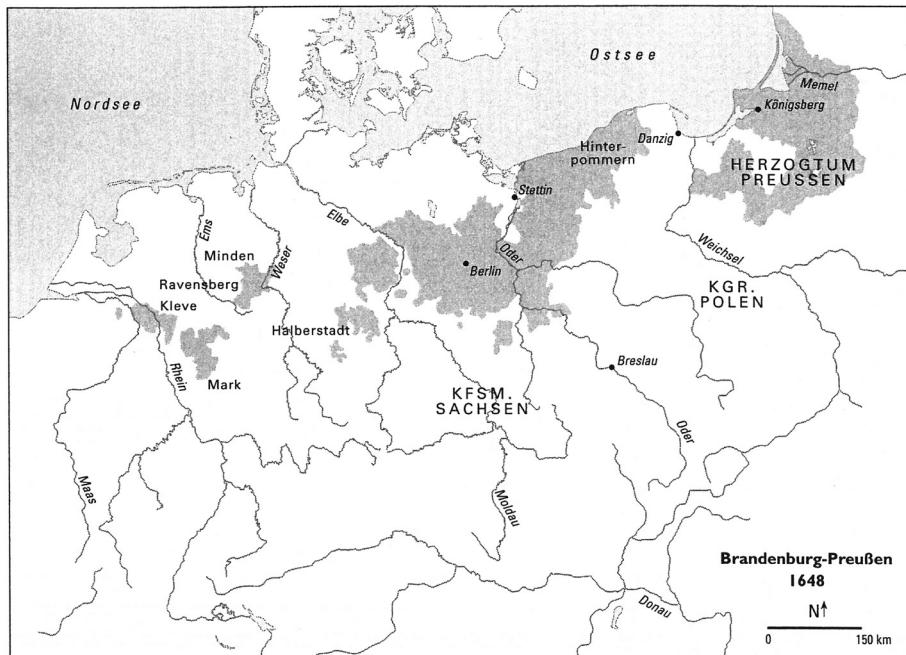
(2) プランデンブルク-プロイセンの形成

プランデンブルク-プロイセンが西部ドイツにも相当の領土を獲得するにいたつた1648年（ベストファーレン講和条約締結時）の版図は図11-1に、プロイセン王邦の領土が最大限に達した1866年の版図は図11-2に、それぞれ示されるごとくである。この図から以下三点が読みとられる。

第一に、首都ベルリーンが、北部ドイツで東西にのびるプランデンブルク-プロイセンの領域のほぼ中央に位置していることだ。三十年戦争直後の時点ではたしかに、東方へ向かつては、プロイセン公邦が飛び地であるといえ領土がかなり一円的にひろがつてゐる一方で、西方では、いくつもの小属邦が飛び地として分散してゐるだけである。国土の重心がベルリーンより東方に偏つてゐることはいなめない。とはいへ、首都ベルリーンが地理的に中央に位置する事実は、プランデンブルクが東西両方向へひとしい強度でもかう自然地理的ベクトルを秘めていることを示唆している。

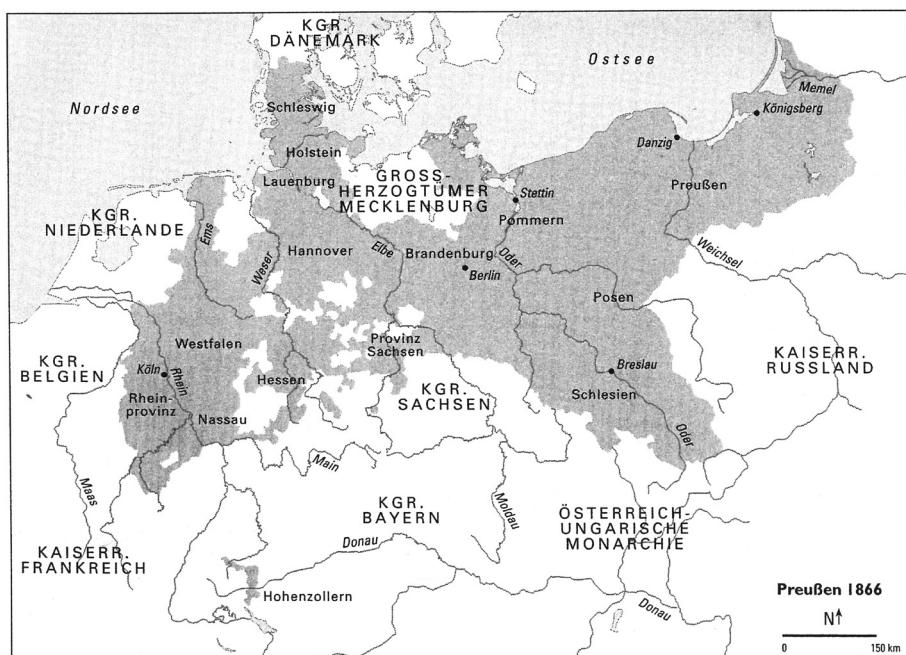
第二に、プランデンブルク自体はエルベ河中流域からオーダー河 *Oder*（オドゥラ *Odra*）中流域にまでの内陸部にひろがる内陸邦であり、その一部が東北方へ突出してバルト海に達するヒンターポマン *Hinterpommern* の海岸線の延長も、長いとはいえない。海港はバルト海域東部の飛び地のケーニヒスベルク *Königsberg*（カリーニングラード *Kaliningrad*）だけなのだ。とはいへ、バルト海にそぞぐメーメル *Memel*（ニュエマン *Neman*, ニーメン *Niemien*, ネームナス *Nemunas*），バイクセル *Weichsel*（ビスワ *Wista*），オーダー（オドゥラ *Odra*），北海にそぞぐエルベ（ラベ *Labe*），ベーザー，エムス，ライン（レイン *Rijn*, ラン

図11-1 ブランデンブルク-プロイセン領(1648)



出所：Wienfort, 表紙見返し。

図11-2 プロイセン領(1866)



出所：Wienfort, 裏表紙見返し。

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

Rhin）（以下、国際河川はいずれもドイツ語表記で統一する）7本の可航河川の、総じて中・上流域を領土内に収めている。この地勢から、内陸邦のプランデンブルクが国勢の振興を図ろうとするならば、可航河川をくだり臨海域へむかうベクトルを秘めていたのではないかとの推測が可能になる。

第三に、事実、図11-2から、1866年までにライン河を除くすべての河川の河口部がプロイセン領に編入されていたことがわかる。ハンブルク（エルベ河）とブレーメン（ベーザー河）の両都市邦の後背地のほとんどがプロイセン領なので、両都市邦はプロイセン領内への「飛入り地」*Enklave*の観を呈している。19世紀後半までに、対ロシア国境のメーメル河口から対ネーデルラント国境のエムス河口まで、北海・バルト海の沿海域をプロイセンがほぼ独占したことはいなみようがない。

たしかに、ザクセン、テューリンゲン、ヘセンがからみあう中部では、プロイセン領はいくつもの飛び地に分散しており、一円的に領土をひろげるまでにはいたっていない。とはいえる、ハンブルク、ブレーメン、リューベク三都市邦およびメクレンブルク、オルデンブルク両大公邦にくらべて、プロイセン王邦がバルト・北海両縁海部に圧倒的存在感をもって君臨するにいたったことは、いなむべくもない。1867年成立の北ドイツ連邦は、かかる「海のプロイセン」の完成形と言ってよい。北ドイツ連邦の境界は、プロイセンが北海とバルト海の沿海域のガリバー型寡占を達成したこと、すなわち、ドイツの地勢が北部と南部に二分されるだけでなく、19世紀ドイツの国土が、プロイセンとオーストリアをそれぞれ盟主とする沿海諸邦と内陸諸邦、「海のドイツ」と「陸のドイツ」とに二分されたことを見せつける。南北（陸海）二つのドイツは、地勢からしてそれぞれことなる空間経済的ベクトルを秘めており、それはいわゆる「小ドイツ的」*kleindeutsch*（＝「大プロイセン的」*großpreußisch*）と「大ドイツ的」*großdeutsch*という大・小ドイツ国制の相克というよりも、むしろ、対抗する南北二つの「小ドイツ的」体制の相克というべきものであった。この相克は、ドイツライヒ（本稿では、*Heiliges Römisches Reich* [962-1806、王・帝政] を「ライヒ」、*Deutsches Reich* [1871-1949、帝政、共和政、独裁政] を「ドイツ ライヒ」と記して区別する）の成立により解消したのではなく、内攻する局面に転化しただけなのだ。たしかに、近現代ドイツ内部の地域分化についてはこれまで東西相克が注目されてきた。北ドイツ連邦成立から約80年後、1949年にドイツ ライヒ（上述のようにNS体制下でも国号が*Deutsches Reich*であったことに変わりはない）が東西に分割され、1990年に東西統合に修復してからも、東西を分ける歴史的断層がドイツの地域分化を生みだす構造的要因とみなされている。しかし、東西関係とならんで、あるいはそれ以上に深く、南北対抗関係がドイツの地域間緊張関係の基調として潜在していることは、1980年代に「西の」BRD内部で顕在化した「南北落差」*Süd-Nord-Gefälle*、およびこれとほぼ時をおなじくしてはじまつた「東の」DDR内部における「南北域差」、ライプツィヒ（ザクセン）市民の反ベルリーン（反プロイ

セン) 抗議行動がものがたっている²⁾。

以上確認したプランデンブルク-プロイセンの領土拡張の、東西両方向へむかうベクトルは、ドイツ諸領邦のなかでプランデンブルクこそ海洋国家を目指した、しかもバルト海圏だけでなく北海圏への進出をも一貫して追求した、唯一の内陸領邦ではなかったのかという發問を誘発する。いいかえれば、17世紀初頭にはじまるプランデンブルクの西方進出は、北海岸線への進出を最終目的としながらも、まずは北海圏の可航河川の河口部の後背地をなす中・下流域における権益獲得をめざした、迂回戦略と解することができるのではないかという問い合わせである。

それでは、バルト海圏にとどまらず北海圏への進出をなぜ目ざしたのかという、第二の問い合わせが誘発される。総じて新興国が国勢の伸長をめざすとき、特定の先進国を到達目標とすることは歴史上の経験則といってよい。プランデンブルクの本格的西方進出が17世紀初、すなわちハンゼの衰退期にしてネーデルラントの興隆期とかさなることに照らせば、プランデンブルクが規範としたのは、ほかならぬネーデルラントではなかったのかという推定が可能になる。16世紀までライヒに属したネーデルラントは、対スペイン独立戦争を経てベストファーレン講和条約をもってライヒから離脱し、独立の海洋国家として興隆した。これを先行例として、選帝侯邦としてライヒの重鎮の地位を十全に活用しながらも、事实上ライヒを超えて、二重邦プランデンブルク-プロイセンを「ネーデルラント化」すること、これこそプランデンブルクが国家目標として自らに課したものではなかったのか。

それでは、なぜほかならぬネーデルラントがプランデンブルクに適合的な到達目標として据えられたのかという、第三の問い合わせが発せられる。ここで、プランデンブルクのベストファーレン進出が、まさに宗教改革の時代であったことに思いあたる。プランデンブルクのホーエンツォランとネーデルラントのオーラニユエハイス *Oranjehuis* はともに改革派教会に属した。ネーデルラントとの宗派上の共通性、これにもとづく世界観を共有する同志感こそ、ネーデルラントとの連帶を目指すホーエンツォランの西方ベクトルを生みはぐくんだ、内面的動力ではなかったのかという問い合わせが、ここで発せられるのだ。ときに誇張され、ときに揶揄されるにとどまらず、1947年占領国管理理事会により NS 体制の歴史的根源として断罪され、葬りさらされたいわゆる「プロイセン気質」*Preußentum* なるもの、すなわち、規律、秩序、無私、順法の倫理規範は、正負の両側面をあわせちらながら世俗内禁欲に徹した改革派教会の生活倫理にはかならず、これは総じて改革派教会が根をおろしたスイスやネーデルラントの住民気質とも一脈相通ずるのではないか。ナツィズムの淵源とされた「プロイセン軍国主義」*Preußischer Militarismus* なるものも、この生活倫理の軍律化にはかならず、軍律が生活倫理を規定したのではない。もちろん、国土防衛に徹した国と、領土拡張を国是とした国との軍律を同列に論じることはできない。「盟約共同体」(*Schweizerische Eidgenossenschaft* を国号とする) たるスイスは、固有な「民兵（国民皆兵）制度」*Milizsystem*

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

を編みだし、国土の共同防衛に参加することへの社会的強制が住民全階層にはたらいてきた。これに対して、断続的な拡張戦争に備えて他邦を圧する強大な常備軍を擁したプロイセンでは、*Militarismus* が 19 世紀にいたるまで貴族階層（士官）のエーツスにとどまり、これが下級兵士（傭兵、徴兵）に絶対服従を迫る身分格差を正当化する根拠になったことはいなみがたい³⁾。この二つの軍事国家の対照的事例から、近代ヨーロッパ *Militarismus* の起源としての改革派教会の社会倫理が問われるだけでなく、近代ヨーロッパにおける *Militarismus* の類型論も、あらたな課題として浮かびあがる。ともあれ、プロイセン型かスイス型かを問わず、改革派教会の世俗内禁欲の社会規範が、軍律に適合的な性格を具えていることを軽視することはできない。二次大戦後のドイツにおいて、経済政策上の基本理念たる「社会的市場経済」*Soziale Marktwirtschaft* の根底をなす「秩序政策」*Ordnungspolitik* の原則から市民の日常生活にいたるまで、「計画」*Plan* と「秩序」*Ordnung*への固有な傾斜が見うけられるのは、プロイセントゥームの遺産ということができるのではないか。このように考量すると、二次大戦直後プロイセントゥームをナツィズムの歴史的淵源として断罪した連合国、とりわけイギリスの判断がはたして正鵠をえていたのかとの疑問が湧く。一次大戦であえなく敗れ、1918 年 11 月にネーデルラントへ亡命したホーエンツォラン最後の君主、ビルヘルム二世がなお存命中（没年月日は 1941 年 6 月 4 日）の 1940 年 5 月 10 日に、ネーデルラントに宣戦布告なしに侵攻し、ホーエンツォランと歴史的につよく結びついてきたオーラニュエ家のウィルヘルミナ *Wilhelmina* 女王とネーデルラント政府にロンドン亡命を余儀なくさせ、あまつさえその 4 日後の 5 月 15 日、ロテルダム爆撃という追いうちをかけて⁴⁾、17 世紀初以来つづいてきたプロイセンドイツとネーデルラントとの親密な関係を無残にも破壊した NS ドイツの暴挙が、プロイセントゥームに根ざしているとどうして言えるのか。*Nationalsozialismus*、すなわち「民族社会主義」（「国家社会主義」*Staatssozialismus* ではない！）の歴史的起源にかかるイギリス的理解に対する疑問が、ここで提起される。ちなみに、イギリスに固有な「反プロイセン主義」の歴史的起源については、後論する。

ここで、プロイセン軍事史については海軍創設がもう一つの論点になりうることにも、触れておきたい。プロイセン軍事史においてつねに注目されてきたのは、プランデンブルク-プロイセンが強力な陸軍の育成、拡張に政策努力をかたむけてきた側面である。海外植民地の獲得・確保にかかる戦争を除き、近代ヨーロッパの域内戦争がおしなべて陸戦であったことに照らすならば、それはむしろ自明のことといってよい。しかし、すでに確認したプランデンブルクの西方志向、すなわち北海圏志向は、ドイツ諸邦のなかで海軍創設・育成につめた事実上唯一の領邦がプランデンブルク-プロイセンではなかったのかという問いを、はらんでいる。ネーデルラントを規範とし、北海圏をも勢力圏に収めること（すなわち大西洋に直接出ること）がプランデンブルク-プロイセンの国家目標となつたのであれば、海軍創設は必須の条件だったはずだからだ。これは今後解明されるべき大きな課題であり、ここで

は以下の事例を指摘するにとどめる。

プロイセン-オーストリア戦争の開戦前の1853年、プロイセンはオルデンブルク大公邦と協定をむすび、ヤーデ湾岸の軍港建設に適したビルヘルムスハーフェン *Wilhelmshaven* を取得した⁵⁾。北海圏に軍港適地を取得した以上、プロイセンはオルデンブルクを併合する必要がなかったであろう。これに照応して、オルデンブルクはプロイセンに軍港適地を提供した見返りに、領邦としての独立を保障されたとも言えよう。

たしかにプロイセンは、1866年のハノーファー王邦およびシュレースビヒ、ホルシュタイン両公邦併合にいたるまで、オストフリースラントとビルヘルムスハーフェンを除けば、北海沿海域領有にいたらなかった。しかし、ライン河中・下流域、エムス河上流域、ベーザー川中・下流域をすでに領有して、とりわけライン河にそぞぐ右岸域支流、リペ、ルール両川域の支配権を手中に収めていた。しかも1837年にハノーファー王邦がイギリスとの同君連合を解消したため、プロイセンはイギリスとの軍事的対立をひきおこす懸念なく、ハノーファー併合の時機を窺っていたはずである。1866年対オーストリア戦争の勝利をもって、ついにこの宿願をはたす機会がおとずれた。いまやプロイセンは、エルベ河流域からライン河流域にいたるまで地続き的領土形成の目標を達成できたばかりでなく、「第二のネーデルラント」として、もしくは「拡大ネーデルラント」として北海圏に参入するにいたったのだ。プロイセン-ドイツが海相フォン ティルピツ *Alfred von Tirpitz* の艦隊建設計画 *Flottenaufbauprogramm* (1898) をもって、ネーデルラントに代えてイギリスを新しい到達目標にすえたのは、これからわずか32年後のことである。このハノーファー王邦併合を機に、プロイセンはかつて1837年までハノーファーと同君連合をくみ、事実上ライヒの選帝侯邦でもあった（！）イギリスと、1945年までつづく宿敵関係にはいったのだ。二次大戦直後の連合国管理理事会 *Alliierter Kontrollrat (Control Council)* で、イギリスがNS期にすでに有名無実化していたプロイセンの残骸の、死体に鞭打つがごとき「プロイセン邦の解体」*Auflösung des Staates Preußen* に固執したのは、姻戚邦ハノーファーのプロイセンの軍事的併合に対する、80年来の怨念による報復であったとしか考えようがない⁶⁾。

(3) ブランデンブルク-プロイセンからプロイセン王邦へ

前節での問題提起および論点整理の結果、ホーエンツォランの改革派教会への改宗が、ベストファーレンへの進出という観点から本稿の検討対象になるプロイセン史の時代の起点とみなされうることが浮かびあがってきた。そこで、このとき以降のプロイセン史の検討をはじめるとまえに、その前史を概観しておこう。

それぞれ独自な政治領域として生まれ、成長過程をたどったブランデンブルクとプロイセンは、1618年ブランデンブルク選帝侯がライヒに属さないプロイセン公邦の君主を兼ねる同君連合の成立により、ブランデンブルク-プロイセンという二重領邦となった。ついで、

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

1701年にプロイセン公邦が王邦に昇格すると、王制がブランデンブルクにも事実上適用されて、両者はいわば「拡大プロイセン王邦」として合体した。地続きでなくしかもライヒ境界の内外に分かれる二つの領域が、制度上一体化するまで550年を要したのに対して、「拡大プロイセン王邦」成立から消滅までは250年にすぎない。ドイツ諸邦のなかで生年（1701）と没年（1947）がともに明確で、しかも比較的短命に終わったこのプロイセン王邦（以下、拡大プロイセン王邦を「プロイセン王邦」と記し、王邦に昇格した旧プロイセン公邦は「旧プロイセン」と別記する）こそ、近現代ドイツ史を「プロイセン＝ドイツ史」とするほどまでに巨大化をとげた、特異な歴史事象であった。そのプロイセン王邦成立の100年前に、ブランデンブルク選帝侯ホーエンツォランが改革派教会に改宗していたのだ。後者が前者に先立ったことの意義は検討にあたいする。

それでは、いかにしてホーエンツォランがブランデンブルクおよびプロイセンを統治するにいたったのか、つぎにその経緯を一瞥する。

① ブランデンブルク

まずブランデンブルクについては、スラブ人とゲルマン人の角逐の前史の後、1134年皇帝ロータル *Lothar* がアスカニエン *Askanien*（ハルツのアスカニア *Askanier* 家）のアルブレヒト大熊伯 *Albrecht der Bär* にドイツ人領土としてのこっていたアルトマルク *Altmark*（エルベ河左岸域）を授封した。1150年アルブレヒトは、嗣子を欠くキリスト教徒スラブ人貴族からハーフエルラント *Havelland*（エルベ・オーダー両河にはさまれた地）を相続し、1157年ブランデンブルク辺境伯 *Markgraf von Brandenburg* を名のるにいたった。これ以降、当地にマクデブルク都市法に則った諸都市が建設され、商人、手工業者が集住した。12世紀末にはベルリーンとケルン *Cölln* が建設された。*Cölln* の市名はライン河畔の *Köln* とおなじく植民地 *colonia* に由来する。後者がローマ人の植民地から発したように、前者はザクセン人の植民地としてはじまったのだ。やがて、ライン、マース両河流域からも移民が呼びよせられた。アルブレヒトをついだオト一世 *Otto I* は1181年メクレンブルク *Mecklenburg* とフォアアポマン *Vorpommern* の封建君主権 *Lehenhoheit* を取得して勢力を拡大し、1252年ヨーハン一世 *Johann I* が初めて選帝侯に任命されるまでになった。アスカニエンが断絶すると、領土拡張と積極的移民受け入れの局面がひとまずおわった。1320年マルク＝ブランデンブルクはビテルスバハ *Wittelsbach*（ビテルスバハ家）のルートビヒ フォン バイエルン *Ludwig von Bayern* の統治下にはいった。14世紀前半までにブランデンブルクはライヒの重要な領邦としての地位を固め、1356年に皇帝カール四世が発布した金印勅書 *Golderne Bulle* により、選帝侯会議の一員としての地位を確立するにいたった。19世紀のプロイセン＝ドイツ成立過程で、プロイセンのホーエンツォランに最後まで対抗したバイエルンのビテルスバハが、ホーエンツォランに先だって一時期ブランデンブルク

辺境伯の地位を襲ったことは、興味ぶかい。両家は後論する17世紀初頭のユーリヒークレーベ継承紛争以来、ニーダーラインでも隣接領邦として拮抗し、18世紀末以降、ホーエンツォラン領のマルク伯邦とビテルスバハ領のベルク公邦とが経済空間として一体化して、「ニーダーライン産業革命」という「核融合」反応を生みだしたことは、NRUW形成の初期条件を検討するうえで見落とせない事象である。ともあれ、バルト海沿海域の属邦プロイセンだけでなく、エルベ河中流域の主邦プランデンブルク自体からして、君主、領民とも南ドイツをふくむエルベ河以西からの「入植者」であったことが、プランデンブルク-プロイセンの史的構造に植民地的領邦としての属性を植えつけたことは容易に推定できるのだ。

1411年ニュルンベルクのホーエンツォルン城塞伯フリードリヒ六世 *Burggraf Friedrich VI* が、ドイツ国王ズィーギスムント *Sigismund* によりマルク ブランデンブルクの代官 *Verweiser* に任命され、ついで1413年、マルク ブランデンブルク選帝侯に授封された。つづいて1415年ホーエンツォランに世襲選帝権がみとめられた。これは、ルクセンブルク家（ハンガリー王）ズィーギスムントのドイツ国王（ライヒ皇帝1411-1437）への選出に尽くした功績に対する褒賞であった。これにともないフリードリヒ六世はフリードリヒ一世と改称し、これが20世紀にいたるまでつづくホーエンツォランのブランデンブルク統治の起点になった。なお選帝侯ヨーハン ツイーツェロ *Johann Cicero* は、ブランデンブルクに常住したはじめてのホーエンツォラーであり、1486年にはボマンの授封権 *Lehnsherrschaft* を取得している⁷⁾。

前述のように、「辺境」*Mark*・ブランデンブルクはエルベ河中流部左岸域のアルトマルク *Altmark* の「上からの」国土開発からはじまり、ドイツ系新領民は南隣のマクデブルク大司教邦はじめ近隣ザクセン諸邦からの移民であった。そればかりか、君主もまた南ドイツ出身だったのだ。しかも、無人の荒蕪地ではなく、スラブ系原住民の地に進出したドイツ人の入植地としてブランデンブルクが国家形成をはじめたことは、西・中部ドイツ各地で在地ドイツ部族が自然成長的に領邦を形成していった諸領邦とは異なり、「建設領邦」*Gründungsstaat* としての特異性をブランデンブルクに植えつけることになった。あたかも、18世紀に原住民を駆逐したヨーロッパ人入植者によって建国された、かのアメリカ合衆国の先取りのように、である。ブランデンブルクを核とする二重領邦ブランデンブルク-プロイセンも、さらにこれの統合形態としての18世紀以降のプロイセンも受けついだこの特異性が、逆説的にプロイセンにある種の「汎ドイツ性」を具えさせるにいたったことを見てとることができる。ヨーロッパ各地からの移民から構成された北アメリカが、ある種の「汎ヨーロッパ性」を帶びているのにも似て、である。これこそ、19世紀以降のプロイセンを「疑似ドイツ」*Quasideutschland* 化させ、プロイセン-ドイツの史的構造の特異性を生んだ主因のひとつではなかったか。かかるプロイセンの領土に組みいれられた17世紀以降のベストファーレン各地もまた、プロイセンの部分空間として再形成されていったことになる。これこそベストファーレンの本源的蓄積の空間史的側面を刻印する特異性にほかならない。

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

② 旧プロイセン

他方で、バルト海沿海域では、1225年ごろマゾフシェ（Mazowsze）公コンラート一世 *Konrad I* が、ここにひろく定住するバルト族（Pruzen, Prußen）征服のためにドイツ騎士団 *Deutscher Orden* に助勢を依頼し、その代償にバイクセル河下流部右岸域のクルムラント *Kulmland*（ヘウムノ *Chełmno*）を提供した。1283年に騎士団によるブルーゼン制圧が達せられた後も騎士団は支配域をひろげてゆき、やがてその全土が「プロイセン」*Preußen*と呼ばれるようになった。騎士団とともにライヒ西部から農業移民がバイクセル河とメーメル河の間の地に流入し、東方植民の新しい局面がはじまった。しかし、時代がくだるにつれて勢力がおとろえていった騎士団は、1466年ポーランド王国に多くの地を割譲させられ、この地域を大団長 *Hochmeister* が公爵としてポーランド王から授封される立場に追いこまれた。

ポーランドとの対立で疲弊しドイツ騎士団は、16世紀をむかえたころ存続があやぶまれるほどに衰退していた。おりしも、ブランデンブルク選帝侯とポーランド国王の妹との間に生まれたアルブレヒト *Albrecht von Brandenburg-Ansbach* が聖職に就くことになり、1511年かれがドイツ騎士団大団長に選出されると、転機がおとずれた。アルブレヒトがルターとの対話を機にルター派に転じ、しかも騎士団領を世俗化したからだ。1525年アルブレヒトはポーランド国王の合意をえて、騎士団領をポーランド国王のゆるやかな授封権のもとに立つ世襲のプロイセン公邦として世俗化するにいたった。このプロイセン公邦の相続人たる娘が、1618/1619年にブランデンブルク選帝侯と結婚したため、同邦は同君連合によりブランデンブルクと統合された。さらに1657/1660年、プロイセン公邦は協定によりポーランド王の授封権から解放され、もってブランデンブルク選帝侯がプロイセン公邦に対する十全な主権を具えるにいたった。三十年戦争勃発の年、ブランデンブルク-プロイセンなる双頭の鷲の雛がかえったのだ⁸⁾。

（4）ホーエンツォランの改革派教会への改宗

以上、ブランデンブルク-プロイセン二重領邦の成立過程を概観したうえで、ここでこの領邦の宗教改革史に目を向ける。1539年ブランデンブルク選帝侯ヨーアヒム二世 *Joachim II*（在位 1535～1571）がルター派に改宗した。1555年のアオクスブルク宗教講和 *Augsburger Friede* できました原則「領主の信仰が領民の信仰に」*cuius regio eius religio* にのつとり、ブランデンブルクはルター派領邦になった。しかし、ホーエンツォランはしだいに改革派教会へちかづいてゆき、1613年ヨーハン・ズィギスムント *Johann Sigismund*（在位 1608～1619）が改革派教会への改宗を宣言した。かれは領民に改宗をせまることがなかったので、これはアオクスブルク宗教講和原則からの二重の逸脱となった。当原則は、君主の信仰を領民の信仰とする一方で、プロテスタンティズムではルター派のみをみとめたからだ。

この逸脱以来、表面的かつ相対的であるにせよ、教派的寛容がブランデンブルク-プロイセンのいわば国是 *Staatsräson* となった。たしかに、全面的にルター派であるブランデンブルクで、改革派教会はホーエンツォランと宮廷貴族の「官僚宗教」*Beamtenreligion*となり、17世紀後半、大選帝侯フリードリヒ・ビルヘルムは多数派ルター派を犠牲にして、改革派教会を積極的に支援した。あたらしい改革派教会ゲマインデ創設が奨励され、ベストファーレンではゾースト *Soest* に「駐屯ゲマインデ」*Garnisonsgemeinde*、ベター *Wetter* には「官僚ゲマインデ」が創設されたほどである。とはいえた宗教的プロイセントゥームが、緊張をはらみながらもプロテスタンティズム二教派の共存空間を生みだしたばかりでなく、プロテスタント、カトリック、ユダヤ教徒三宗派の共存をも容認する方向性を秘めていたことは、あらためて注目されるべきものである。ユダヤ教徒についてみると、皇帝レオポルト *Leopold* がユダヤ教徒をウィーンから追放したとき、少数の富裕なユダヤ教徒は1671年ブランデンブルクに定住権を得ることができた。つづく数十年間に定住権取得条件がゆるやかになり、ベルリーンや他の諸都市に定住したユダヤ教徒は経済的に強力な社会集団となり、とりわけハルバーシュタット *Halberstadt* は18世紀ブランデンブルクで最大のユダヤ教徒定住地になった。いわゆる宮廷ユダヤ教徒 *Hofjuden* が、信用創造と軍需調達のためにヨーロッパ各国の君主にとり不可欠の存在であったことは周知である。しかもブランデンブルクでは、ユダヤ教徒は産業活動にも従事し、絹織物生産をとげ、通商路を開発した。1769年クーアマルク *Kurmark* 在住ユダヤ教徒たちは、テンプリン *Templin* の羊毛帽子・羊毛靴下製造場経営をひきうけている。1750年にベルリーンは約2200人のユダヤ教徒人口をかぞえ、19世紀にドイツ最大のユダヤ教徒集住地になる兆しがすでにあらわれていた。ホーエンツォランの改革派教会信仰が、さまざまな制約をともないながらもユダヤ教徒へのライヒ内で最大限の寛容を生んだことは、後代のあのNS体制下での反ユダヤ主義の極限形態といちじるしい対照をなしている⁹⁾。近代ドイツ史に固有な国制の複合性の原型がブランデンブルク-プロイセンの双頭性に見いだされるように、宗教的複合性の原型もまた、ブランデンブルク-プロイセンに見いだされるのだ。

とはいえ、ホーエンツォランの対ユダヤ教徒の寛容が、一定の限界のうちにとどまる相対的なものにすぎなかったことも見おしてはなるまい。ユダヤ教徒はアスカーニエンによる積極的移民政策に便乗するかのように、早くからブランデンブルクに流入し、すでに13世紀後半にはベルリーンに居住していた。1446年最初のユダヤ教徒追放がおこなわれ、16世紀に迫害と追放が繰りかえされた後、1570年から100年間、ユダヤ教徒のブランデンブルク居住が禁じられた。たしかに、1671年フリードリヒ・ビルヘルム一世は、戦争により破壊された都市の再建計画の枠組みで、ウィーンおよびニーダーエースタライヒから追放されたユダヤ教徒50家族を受けいれはした。しかし、スィナゴーグ建設は認められなかった。フリードリヒ二世治下でも、1750年の「全般規定」*Generalreglement* に多くのユダヤ教徒に

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

に対する法的制限と差別規定がもりこまれている。1812年のユダヤ教徒解放令にいたるまで、プランデンブルク-プロイセンにおいてもかれらの法的地位は不安定でありつづけたのだ¹⁰⁾。

他方で、ホーエンツォランの改革派教会への転向は、1438年以來ライヒの帝位を世襲してきたハーブスブルク家 *Habsburg* との疎遠をまねく結果を生んだ。プロテスタント-プロイセン（北）対カトリック-オーストリア（南）という近現代ドイツの宗教社会学的南北対立の原型が、二次宗教改革期（ルター派から改革派教会への改宗）の17世紀初に生まれたのだ。いまやプランデンブルクは、ネーデルラント、イングランド、スウェーデンとの提携に重きをおくようになった。ライヒ内では同じく改革派教会のパルツ *Pfalz* との連携や、後述する「中道的改新カトリック」*reformkatholischer Mittelweg* のクレーベ公邦、マルク伯邦の獲得も、改革派教会ホーエンツォランの対外戦略からうちだされたものであった¹¹⁾。

(5) 大選帝侯フリードリヒ ビルヘルム *Der Große Kurfürst Friedrich-Wilhelm*（在位 1640-1688）

上述のように、ホーエンツォランの教派的寛容は、ルター派を社会的に改革派教会と対等に遇したことを意味するものではなかった。また、外面的寛容が不寛容を内攻させ、この心理的作用が非改革派教会に倫理的服従をせまる逆説的結果を生みだしたこと、見のがしてはならない。大選帝侯のもとで多くのルター派貴族が行政上の要職からはずされた。官職配分における改革派教会の露骨な優遇により、両派間の係争が絶えなかった。17世紀にルター派内に生まれた正統派批判運動の敬虔主義 *Pietismus* が、ルター派を牽制する勢力をもとめていた大選帝侯の支持をえて、18世紀には貴族層と市民層にひろまつていったことも、プロイセンを特徴づける宗教社会学的現象であった。改革派教会の社会倫理のもとで権威主義的君臣関係が強化されていったことも、これまたプロイセントゥーム的一面であつたことはいなめない¹²⁾。

しかし、本稿の問題関心からしてより重視されるべきは、大選帝侯とネーデルラントとの緊密な関係である。かれは少年時代ネーデルラントに遊学し、長じてオーラニユエ家のルイーゼ ヘンリエテ *Luise Henriette* と結婚した。ネーデルラントがついに独立を達成した三十年戦争（ネーデルラントにとって八十年戦争）終結後の17世紀央に、ホーエンツォランとオーラニユエ家が姻戚関係を固めたことの意義ははかりしない。かれはネーデルラント語、フランス語、ポーランド語に堪能で、この語学力を活かしながら技術導入外交を展開し、これを梃にした商業、手工業、水路建設を重視した産業振興政策をつぎつぎに実施していく。排水路建設技術に長けたネーデルラント人の指導を仰いだ湿地排水により、オラニエンブルク *Oranienburg* に新農地を造成し、ここに侯妃居住の城を建立した。さらに肉牛飼養と酪農技術改善のためにもネーデルラントから入植者が招致され、ポツダムには「ホラント街」*Holländisches Viertel* と呼ばれるネーデルラント人商・工業者の集住地が形成された。

ネーデルラント人の指導のもとに1670年ころに建設されたオーダー・シュプレー運河 *Oder-Spree-Kanal* は、ベルリーンを中継地としてオーダー河とエルベ河をむすび、オーダー河からハンブルクまでの直通舟運が可能になった。バルト海圏から北海圏へいたる内陸水路ができたことで、オーダー河流域の諸都市と北海沿海域をむすぶ遠隔地間商業により、ベルリーンの「船大工だまり」*Schiffbauerdamm* は必須の中継基地となつた¹³⁾。

ネーデルラントを規範としたフリードリヒ・ビルヘルムが、単にネーデルラントから水利、畜産、酪農の技術指導を仰いだだけでなく、中部ドイツ内陸部とバルト海・北海域をむすぶ舟運の発展にも力をいれ、国土計画の面でも水路網の建設によりブランデンブルクの「ネーデルラント化」を目指していたことが窺われる。

さらに1685年のポツダム勅令により、大選帝侯は2万人のユグノーとスイス人をブランデンブルクへまねいた。租税免除、自治裁判権容認、移住費用保証などの優遇措置を講じてましたのは、ブランデンブルクの経済振興およびルター派が支配的な己の領土に改革派教会を増やすという、二重の目的をもつてであった。荒廃した農地の復興のための農業移民ばかりでなく、ベルリーンやその他の都市に定住した「フランス人の福音改革派信仰共同体」*Evangelisch-Reformierte Glaubensgenossen französischer Nation* は、多くが手工業者、商人、医者、金融業者として、高度技能を要する職業に従事した。靴下編みから菓子製造にいたる専門化した手工業部門における西方文化と農業改善が、あたらしい移民集団により普及していく。ルター派市民と一線を画した、大選帝侯宮廷を中心とする改革派教会のエリート社会がベルリーンに形成されていったのだ¹⁴⁾。かくしてベルリーンは、ブランデンブルク-プロイセンの次元を超えて汎ヨーロッパ性を具える一種の都市国家性を帯びるにいたった。ブランデンブルク-プロイセンという二重国家にとどまらず、17世紀にベルリーン-ブランデンブルク-プロイセンという、三重国家へ向かいはじめたことは、現代「ドイツ」の連邦制の生成過程をたどるうえでも、興味ぶかい事象である。

かかる大選帝侯がネーデルラントに倣い海外植民地の獲得をめざしたのは、むしろ当然のことであった。1683年以降、大選帝侯およびその後継者たちは、南アフリカの黄金海岸に植民地を建設する計画を進めていった。しかし、そのための必須条件たる商船隊建設が、旧プロイセンに一つの海港（ケニヒスベルク / カリーニングラード）をもつつのブランデンブルクのような内陸邦に、難題として立ちはだかった。しかも、アフリカ現地、*Groß-friedrichsburg* での原住民との交易ははかばかしくなく、ついに1717年、大選帝侯の孫、フリードリヒ・ビルヘルム一世は植民地をネーデルラント西インド会社に売却することを余儀なくされた¹⁵⁾。

第二のネーデルラントをめざしたブランデンブルクの試みは、内陸邦であるため海港・商船隊（海軍）を保有しないという致命的欠陥のゆえに、いったんは挫折した。それだけになお、海洋国家を目指す願望はいっそう内攻したであろう。その夢がついにかなつたのは、

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

180年後のビルヘルム二世治世下、前述のフォン・ティルピツの「艦隊建造計画」にもとづく1898年および1890年の「艦隊法」の制定のときである。しかしこの対イギリス「建艦競争」*naval race*でも、一次大戦に敗れて挫折し、ホーエンツォラン最後の君主であるビルヘルム二世がネーデルラントのオーラニユエ家のもとに亡命したのは、因縁としか言いようがない。

（6）「プロイセン王」の誕生—フリードリヒ一世（選帝侯 1688-1713, プロイセン王 1701-1713）

1688年大選帝侯フリードリヒ・ビルヘルムが死去し、後を継いだフリードリヒ三世が1701年、すでに1661年ブランデンブルク領になっていたプロイセン公邦を王邦に格あげして、皇帝の承認をえてみずから王位に就き、フリードリヒ一世を名のるにいたった。これに先だつ1697年に、ザクセン選帝侯、強力公アオグスト *August der Starke*（ベティーナー家 *Wettin*）がポーランド国王に選出されており、さらにその先年1692年にハノーファー選帝侯に就任したゲオルク・ルートビヒ *Georg Ludwig*（ベルフ家 *Welfen*、ブラオンシュイバイク-リューネブルク *Braunschweig-Lüneburg* 公）がイングランド王位に就くことが予定されていた。事実、かれは1714年グレイトブリテン国王ジョージ一世 *George I*として戴冠した（この間、1706/1707年の合同法 *Act of Union*によりイングランドとスコットランドの両王国が合併して、单一国家〔ゆえに「連合王国」の訳語は不適〕、グレイトブリテン合同王国 *United Kingdom of Great Britain* [Kingdom が単数形であることに注意！逆に *United States* は複数形なので意味不明な「合衆国」よりも「連邦国」の訳語が原意に沿う] が成立していた。本稿ではこの UK の訳語に「イギリス」の通称をもちいる）。かかる隣接諸邦のうごきに対抗するために、フリードリヒ三世はプロイセン公邦を王邦に格あげし、ブランデンブルク選帝侯が同君連合でプロイセン王を兼ねることをねらった。とはいっても、ポーランド王国と微妙な領土関係にあるプロイセン公邦を王邦に格あげすることで起こりうるポーランド王国との、さらにまた、いまやポーランド王国と同君連合の関係でもすばれたザクセン公邦とのなくもがなの摩擦の発生をふせぐために、フリードリヒ三世（一世）は「プロイセンにおける王」*König in Preußen* なる意味曖昧な王号を名のる便法を編みだした。しかし、フリードリヒ一世は就任するや、王領と王号の一致が明確でないこの「プロイセン王位」を、全ブランデンブルク領統合の象徴として積極的に活用した。この王号がフランス、バイエルン・ケルン両選帝侯邦により承認されたのは、スペイン継承戦争後のユイトレヒト条約（1713）によってである。これにより、ブランデンブルク選帝侯邦とプロイセン王邦とを一体とみなす観念が邦内外にしだいに浸透してゆき、「ブランデンブルク-プロイセン」なる二重邦号からベルリーンを首都とする单一の「拡大プロイセン王邦」観念に収斂していった。フリードリヒ一世が1702年西部ドイツのリンゲン *Lingen* 伯邦とメアス *Moers* 侯邦を、1707年ノイエンブルク *Neuenburg* (Neuchâtel) 侯邦とバランギン *Valangin* 伯邦を継承、

さらにテクレンブルク *Tecklenburg* 伯邦を購入したため、「プロイセン王邦」観念は西部ドイツのブランデンブルク属領各地にも浸透していった。18世紀後半にはフリードリヒ一世の孫、フリードリヒ二世が、東部ヨーロッパでの目ざましい領土拡張により、プロイセンをオーストリアやロシアとならぶ有無をいわさぬ強国に大成させた実績をもって、「プロイセンの王」*König von Preußen* と自称するにいたり、これをもってブランデンブルク-プロイセン二重領邦の「プロイセン」への一体化過程が完結した¹⁶⁾。

かかる「プロイセン王邦」観念の拡大過程で、プロイセン領ベストファーレンの住民にも「プロイセン人」意識が芽ばえていった。中世にベストファーレンから移民した遠い祖先によりプロイセンが「建国」されたという共通記憶がのこっているかぎり、プロイセン領ベストファーレンにおける「プロイセン人意識」の浸透に、教派的差異を除けばさしたる障害はなかったのかもしれない。ナポレオン戦争期に、プロイセンがベストファーレンのプロイセン領を地政学上有利な（北海沿海域！）ハノーファー選帝侯領と交換することをねらっているとの噂がたったとき、「われら北ドイツ人、プロイセン人」はマルク伯邦のプロイセン残留を希求するとの請願書が、プロイセン王宛に提出されたという。他方で、ミュンスター司教邦ではプロイセン領に編入されることに対する拒否感がひろがっていた。18世紀のうちにベストファーレンの住民は、プロテスタント的・親プロイセン的住民と、カトリック的・反プロイセン的住民とに二分されていたのだ。19世紀はこのカトリック的ベストファーレンの「プロイセン化」の過程でもあった¹⁷⁾。

本稿では便宜的に、フリードリヒ一世の時代より「ブランデンブルク-プロイセン」に代えて「プロイセン王邦」もしくは「プロイセン」と呼ぶことにする。この「プロイセン王邦」観念の普及過程は、「神聖ローマ帝国」（ライヒ）なる政体の特異性にあらためて目を向けさせる。選帝権をもつのはブランデンブルク選帝侯であって旧プロイセン王ではない。しかし、統合「プロイセン王邦」観念の形成は、同君連合の主副関係の制度上の逆転によりはじめて可能になる。実態は、ブランデンブルク選帝侯が同君連合により旧プロイセン王を兼任したのだが、制度上は、後者が前者を同君連合で兼任し、前者として選帝権行使することになる。同様に、ハノーファー選帝侯が同君連合で兼務するイギリス国王が、逆に同君連合で兼務する前者として選帝権行使したことになる。ライヒに属さない旧プロイセン王邦とイギリス王国とがともにライヒ皇帝（ドイツ国王）の選挙権（被選挙権も！）をもつという、国家体制としての自己同一性のこの希薄さは、ドイツ国制史を底流するライヒ（ブント）とシュタート（ラント）という二重構造の、18世紀的発現形態であったといえよう。この構造特性が、19世紀後半に「プロイセン-ライヒ」というあたらしい形態をとつて現象したのだ。

ここで、これまで自明のごとく「ドイツ人の神聖ローマ帝国」と訳されてきた *Das Heilige Römische Reich Deutscher Nation* の用語法の問題性に目を向ける。この国号は、962年ドイツ王 *Deutscher König* オトーネ一世 *Otto I* が教皇ヨアンネス十二世 *Joannes XII* からロー

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

マ帝国 *imperium Romanum* の皇帝 *imperator* (Kaiser) の冠を授けられたことにはじまる。12世紀にはいるとコンラート三世（在位 1138-1152, シュタオフェ家 *Staufen*）以来, *imperium Romanum* が意識的に使われるようになり, 赤髭王フリードリヒ一世（在位 1152-1190）が, 古代後期に高度に政治的事業の呼称に使われた形容詞 *heilig* を *Reich* にも附加するようになった。事実, 東ローマ帝国でも *sacrum imperium* が使われていた。これはドイツ人の東方植民の本格化とおそらく無関係ではあるまい。二次十字軍遠征の一環として 1147 年に対ペンド族十字軍遠征 *Wendenkreuzzug* がおこなわれている。スラブ族やバルト族のキリスト教化を図るために、すでに 11 世紀からつかわれはじめた「ドイツ王国」*Das Reich der Deutschen* (*regnum Teutonicum, Teutonicorum*) よりも「ローマ帝国」*imperium Romanum* の名をもってする方がより効果的と考えられたとしてもおかしくない。*römisch* と *heilig* とが結合して *Das Heilige Römische Reich* なる国号がはじめて記録されたのは、1254 年であった。かかる経緯から窺われるよう、これはドイツ（東フランケン）王 *König* がローマ教皇から帝冠を授与されて、つとに実体を失っていた「ローマ帝国」の皇帝 *Kaiser* を兼ねた、一種の同君連合であった。ゆえに、*Das Deutsche Reich* と *Das Römische Reich* の境界は本来一致しない。13世紀に成立し、1356年の金印勅書 *Goldene Bulle* をもって制度化が確立した *Kurfürstenkollegium* は、あくまで「ドイツ国王選挙権者」*Königswähler* の会議であって、「皇帝選挙権者会議」ではない。ここで選出された「ドイツ国王」*König* が、事後的に教皇から帝冠を受けられてはじめて、「皇帝」*Kaiser* を名のることができたのだ。時代がくぐると教皇との関係が切れて自己戴冠に転じ、王冠即帝冠を意味するようになったとはいえ、両者は範疇的に区別されるべきものである。*Das Deutsche Reich* は第一義的に「ドイツ王国」であり、「神聖ローマ帝国皇帝」は「ドイツ国王」のいわば名誉称号とみられるべきものなのだ。したがって、*Kurfürst* には「選帝侯」ではなく「選王侯」の訳語を当てるべきだが、混乱をさけるために本稿ではあえて定訳の「選帝侯」をつかう¹⁸⁾。

しかし皮肉にも、*Deutsches Reich* を「王国」と訳すと、かえって厄介な問題に直面することになる。ブランデンブルク選帝侯邦と旧プロイセン王邦との一体化により、統合された单一のプロイセン王邦が形成されると、その領土がライヒの境界をまたぐことになるからだ。ライヒ、すなわちドイツ王国の境界をまたぐ王邦の形成は、ライヒがもはや国家として体をなさないことを露呈する。1648年のベストファーレン講和条約によりライヒ皇帝は統治権をうしない、ライヒはそれぞれ国家主権を具える領邦の同盟に転じたが、1806年のライヒ代表者会議本決議によりライヒの終焉が宣言される 1 世紀前の「プロイセン王邦」の成立をもってすでに、ライヒは名目的にも国家として形が崩れはじめたと言わざるをえないのだ。いや、それどころか、1356年の金印勅書により確定した七選帝侯の一人がベーメン王 *König von Böhmen* であったことに、いまや目が向かう。「ドイツ王国」のなかに「ベーメン王邦」がひそでいる入れ子構造を、いったいどのように理解したらよいのか。「ドイツ王」

と「ベーメン王」とははたして同格なのか？それとも王位にも序列があるのか？この難題に對しては、さしあたり問題提起にとどめておくほかはない。

(7) 兵士王フリードリヒ ビルヘルム一世

1713年に即位した兵士王フリードリヒ ビルヘルム一世 *Soldatenkönig Friedrich Wilhelm I* (在位 1713–1740) の統治行動は、改革派教会に固有な世俗内禁欲の政治倫理版と呼ばれるべきものであった。領土拡張と統治強化という至上目的達成のために、すべてが合理的に組み立てられた。前述のように1713年のユイトレヒト条約で「プロイセンにおける王」*König in Preußen*の王号が認められたプロイセンは、ニーダーラインの所領を増やし、1714年には、オーダー河口部に位置するシュテティーン *Stettin* (シュチェチン *Szczecin*) をふくむフォアアポマン *Vorpommern* を獲得して、バルト海圏の領土をいっそうひろげることができた。ベルリーンにちかい海港シュテティーンの獲得は、プロイセンの海洋国家建設の道をひらくものであったとはいえ、1717年に西アフリカの植民地をネーデルラント西インド会社に売却せざるをえなかつたことは前述した。

1732年ザルツブルク大司教がプロテスタントを領外へ追放したとき、フリードリヒ ビルヘルム一世は「受入れ認可」*Einladungspatent* を発令し、人口減少から立ちなおっていなかつたプロイセン公邦へ12000～15000人を入植させた。くわえて、ベーメン移民がブランデンブルク、とりわけベルリーンに入植した。後にフリードリヒ二世の時代になるとベルリーンのベーメン人植民居住地はさらに拡大した。ネーデルラント、スイス、スコットランドからも宗教的難民が流入し、あたらしい西方の生活文化をもたらした。1710年ベルリーンの人口は6万人に達し、ウィーンに次ぐライヒ第二の都市に成長していた¹⁹⁾。

ライヒの事実上の首都たるウィーンに拮抗する都市として、18世紀初までにベルリーンが台頭したことは、オーストリア（ハーツブルク）とプロイセン（ホーエンツォラン）の二大勢力により、ライヒが南北に二分される空間構造が生みだされたことを象徴する。この南北分化は、オーストリアが「ドイツ」からはずされる「小ドイツ主義」が持続している今日なお（1995年のオーストリアのEU加盟をもって、いわゆる「連結」*Anschluß* が事実上有程度まで実現したとはいえ）、「ドイツ」という歴史空間の構造を、東西分化とならび、あるいはそれ以上にふかく刻印している。

国土拡張を国是とするホーエンツォランを継いだフリードリヒ ビルヘルム一世が注力したのが、軍隊制度の合理化であった。すでに17世紀のうちに大選帝侯フリードリヒ ビルヘルムが常備軍の編成、拡充に努力をかたむけ、在任中に兵員規模は約3万人に達していた。これを維持するための財源確保が、ブランデンブルク-プロイセンの中央・地域財政・行政改革の起点になったのだ。軍隊制度の改革で18世紀にフリードリヒ ビルヘルム一世が導入したのが、1733年にはじまる徴兵区制度 *Kantonverfassung* である。これは各連隊に徴兵区

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

を設定し、ここに居住する男子の名を軍務年齢に達する前から登録し、当該連隊の必要に応じてくじ引きで新兵を選抜するものである。ただし、貴族、都市商工業者、官僚、移民の子弟は兵役義務を免除されており、事実上の対象は農家の非相続人若年男子であった。兵士は最初の訓練期間が終わると家にもどり、平時には年に2カ月の兵役を課せられた。兵舎はまだなく、兵士は駐屯地の民家に宿営した。ベストファーレンの主な駐屯都市はハム、ミンデン、ビーレフェルトで、西部最大の要塞・駐屯都市はベーゼルであった。フリードリヒ・ビルヘルム一世治下の終期に兵力は76000人に増大しており、またこの間に貴族と士官との階層的融合がすすみ、貴族の軍部化、軍部の貴族化がプロイセンの階層構造および*Militarisimus*を刻印していった²⁰⁾。

（8）大王フリードリヒ二世

フリードリヒ・ビルヘルム一世を継いだ大王フリードリヒ二世 *Friedrich der Große*（在位1840–1861）も、ネーデルラントとの関係を重視したことには変わりなかった。父祖につづいてブランデンブルクの湿原と森林を開発し農地を造成する国土開発 *Ausbau des Landes* および内地植民 *Innere Kolonisation* が、かれの重点目標のひとつになった。すでにハーフエルラント *Havelland* で湿地干拓のために排水溝敷設の経験が蓄積されており、これを活かして1740年代以降フリードリヒ二世はオーダー側左岸域の開発に注力した。この事業に、ネーデルラント人技師に指導された数百人の兵士が投入され、氾濫域を堤防でかこみ5万ha以上の農地と放牧地が造出された。ノイマルク *Neumark*（オーダー河右岸域）でもネツェ *Netze*、バルテ *Warthe*両川沿いに新しい土地が造出され、2000家族が入植した。フリードリヒ二世はクーアマルクおよびブランデンブルクだけでも10万人の入植者を募集し、西南ドイツ、スイス、オーストリア、バーメン、ポーランドから移民が流入した。入植者には広範な特権が附与され、第三世代までの兵役免除、農奴制からの解放、信仰の自由が保障された。オーダー河の改修もおこなわれ、これまでより大型の舟が就航できるようになった。すでに先代のフリードリヒ・ビルヘルム一世がオーダー河口のシュテティーンを獲得しており、父子二代にわたる政策努力により、内陸邦ブランデンブルクにバルト海直結の見通しが大きくひらけたのだ。

フリードリヒ二世が在位中努力をかたむけた排水・土地改良事業の前提は、地誌作成、統計調査実施、土木工学の活用であった。農村人口は子供の数まで精査され、農地が計測され、軍馬維持に必要な干し草産出量まで算定された。フリードリヒ二世は統治下の国土を目的合理的に編成することを目指し、それゆえ自然空間は政策的に加工された国土空間となるべきであり、住民と領土はこの造形空間 *gestalteter Raum* に政策的にはめこまれることになったという²¹⁾。これはまさに、海面を埋めたてて土地を創りだしてきたネーデルラント人の土地観念の、忠実な踏襲にほかならない。それだけではなく、政策対象の把握、政策目標の設定

においてできるだけ数値化を図るフリードリヒ二世の政策理念が、計数管理に長けた官僚の育成をうながしたこと、すなわち、プロイセンにおいて法務官僚とならぶ工学技術官僚を輩出する制度基盤を整備したことも、軽視できない。後者がプロイセン領ベストファーレンの初期工業化過程においてはたした業績は、本稿ですでにたびたび言及したところだが、後論でも言及することになる。

オーダー河上流部のシュレーズィエン獲得にフリードリヒ二世が執念をもやしたのは、ここがオーストリア領でもっとも豊かな地域であったばかりでなく、オーダー河上流域を領有してはじめて、河口部領有の効果を最大化できると踏んだからにちがいない。1772年のプロイセン、オーストリア、ロシア三国による一次ポーランド分割をもって、プロイセンはダンツィヒを除くベストプロイセンを併合した。これにより、ブランデンブルクからオストプロイセンまで領土を地続きにする宿願をはたしたいま、フリードリヒ二世は誰はばかることなく *König von Preußen* を名のるにいたった²²⁾。ポーランド分割はプロイセン王邦の完成にはかならなかったのだ。15世紀半ばポーランド王国から授封されて成立した「プロセイン公邦」が、300年後ポーランド王国を解体し、その亡骸の一部を合体して「プロイセン王邦」と名のるにいたったことは、バルト海圏をめぐる栄枯勢衰の最も劇的な転換ができる。

フリードリヒ二世は、貴族、農民、市民にそれぞれ固有な任務を課することを内政目標にした。貴族の年若の子息は軍隊で士官として務めるべきであるとして、市民の士官をしりぞけ、市民に貴族の土地の購入を禁じた。「国家の第一の奉仕者」*Erster Diener des Staats* としての王は、合理的に設計された「機械国家」*Maschinenstaat*において、全体がよく機能するよう各階層が歯車のように噛みあうことにつとめるべきだというのが、かれの信念であった²³⁾。かかる領邦絶対主義君主の社会機械論的国家観が、貴族身分の農場領主制 *Guts-herrschaft* のもとでの「局地的絶対主義」の強化という逆説的效果をおよぼしたことは軽視できないにしても、フリードリヒ二世の政策理念にも改革派教会の世俗内禁欲のプロイセン的形態をみてとることができる。

(9) ライヒの終焉

1793年（二次）および1795年（三次）をもって完了したポーランド分割の結果、プロイセンはダンツィヒ、トルン、ワルシャワをふくむ広大な領土と人口を獲得した。さらに1799年にはじまった二次対仏同盟戦を終結した1801年2月9日のリュネビュ *Luneville* 条約で、ライン河左岸域のライヒ領のフランスへの割譲がきまったため、当該域の世俗領邦が右岸域でその代償を得ることがみとめられた。このためには教会領をあてがわざるをえないことはいうまでもない。1802年8月レーゲンスブルクに招集されたライヒ代表者臨時会議で、直前にフランス・ロシアから提示された右岸域を代償とする案が受けられ、1803年2月25日のライヒ代表者会議本決議 *Reichsdeputationshauptschluss* での最終採択をまたずに

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

教会領の接收がはじまった。中世以来ミュンスター選帝侯が代表してきたカトリック・バストファーレンが黄昏をむかえたのだ。かくてプロイセンは、パーダボルン司教邦、上部ミュンスター司教邦東部およびミュンスター市、カッペルク司教府 *Stift Cappenberg*、バーレンドルフ *Warendorf*、ベクム *Beckum*、リューディングハウゼン *Lüdinghausen* 各市を取得了。ベストファーレン公邦はヘセン-ダルムシュタット・ランツ伯 *Landgraf von Hessen-Darmstadt* が、ベスト レクリングハウゼンはアーレンベルク公 *Herzog von Ahrenberg* が、コルバイ *Corvey* とドルトムントはオラーニエン-ナサウ家 *Haus Oranien-Nassau* が、アムト レケンベルク *Reckenberg* はオスナブリュク司教邦とともにハノーファー選帝侯としてのイギリス国王が、それぞれ取得した。

1803年のライヒ代表者会議本決議は教会領の世俗化をもってライヒ体制の基盤である教会制度の崩壊をもたらしただけではなく、1648年のベストファーレン講和条約以来すでに形骸化していたライヒ体制そのものへの最後の一撃となった。1356年の金印勅書により選帝侯数は7名、1648年から8名、1692年から9名、1778年からふたたび8名と多少の変動をくりかえしてきたが、当決議によりライヒはケルンとマインツの大司教の選帝権を剥奪し、マインツの選帝権をレーゲンスブルクに移し、世俗化された大司教邦ザルツブルク、さらにバーデン、ビュルテンベルク、ヘセン-カセルに選帝権をあたえ、従来のバーメン、ブランデンブルク、ザクセン、バイエルン-パルツ、ハノーファーとともに選帝侯を10名に増やした。しかし、皇帝選挙はおこなわれず、1792年に選出されたフランツ二世が皇帝にとどまった。しかもかれは、ナポレオンの皇帝戴冠の直後、1804年8月11日ライヒ皇帝の身分のままオーストリア皇帝の地位に就いた。かれはオーストリア皇帝としてフランツ一世と称し、オーストリア帝国 *Kaisertum Österreich* の設立をもって帝政フランスと同格の地位をまもり、あたらしい選帝侯会議体制下でプロテスタント君主がライヒ皇帝に選出される場合に、それどころかライヒそのものが消滅する場合に備えたのだ。事実かれは、1806年7月12日のライン同盟結成を機に同年8月6日ライヒ皇帝を退位し、これをもって中世以来約850年存続したライヒは消滅した。しかし、かれはそれより2年前、ライヒのなかにオーストリアライヒを生みだしたこと、自らライヒを死に体に追いこんでいたのだ²⁴⁾。

ここで、ライヒ解体にいたるまでのプロイセン史を俯瞰すると、17世紀初頭ホーエンツォランが改革派教会に改宗し、この宗派に固有な世俗内禁欲のエートスが国策をつらぬいてきたことの意義にあらためて目が向かう。元来、スラブ・バルト系諸族が住む地であった湿地帯がひろがるバルト海沿海域が、土地改良とドイツ人入植により辺境伯領として小領域空間を形成したのがブランデンブルク史の発端である。これが新興邦として着実に成長をつづけ、18世紀末にはライヒ皇帝を輩出したカトリックのハーツブルク領オーストリアとならぶ一大勢力にまで興隆したのだ。かかる持続的な国力の伸長は、そのときどきの時代状況による偶發的条件に負うところがすくなくからずとは言え、国是へのホーエンツォランの不抜

の確信が代々継承されなければとうてい不可能であっただろう。

他方で、ホーエンツォランの改革派教会信仰が教派的寛容の属性をうしなうことがなかつたとはいえ、他教派、とりわけおなじプロテスタントのルター派との軋轢を避けられなかつたことは前述した。これがホーエンツォラー自身に矛盾としてつきつけられたのが、フリードリヒ・ビルヘルム三世（在位 1797-1840）の事例である。ルター派の妻ルイーゼとともに聖餐を挙領することができなかつた痛切な体験からして、かれは 1817 年、宗教改革三百周年記念式典を機に、改革派教会とルター派を統合する「プロイセン合同教会」*Preußische Union* の創設を図った。これが教会制度の革新として成果を収めたとはいえないにせよ、17 世紀以来のホーエンツォランの教派的寛容政策が、あららしい局面においてあららしい課題に対応をせまられながらも継続したことをものがたる事例である²⁵⁾。

宗教政策におけるプロイセン的寛容は、ベストファーレンではとりわけ対カトリック関係について問題になる。プロイセンは 18 世紀のうちにカトリック地域のシュレーズィエンやベストプロイセンを獲得して、対カトリック地域政策経験をすでにある程度つんでいた。いまや、ラインラント・ベストファーレンの一大カトリック地域、旧司教邦を丸ごとかかえこむ事態を迎えるも、プロイセンは東部での経験の蓄積を十分に活かせたはずである。改革派教会、ルター派、カトリック三教派間の内面的緊張をはらみながらの社会経済的機能の補完関係こそ、ニーダーライン産業革命の経済倫理的基盤になったことに照らすならば、プロイセンの限度があるにせよ教派的寛容がにじみでた地域政策が、三教派の社会経済的関係が生産的効果をあげるうえで適合的に作用したことは、推察に難くない。

(10) ブランデンブルク-プロイセンのベストファーレン進出の起点

これまで、エルベ河中流域に位置する内陸邦ブランデンブルクが、なぜライヒ西部への領域拡大を目指したのかについて、検討をかさねてきた。その結果、1613 年のホーエンツォランのヨーハン・ズィギスムントのルター派から改革派教会への改宗が、ホーエンツォランが代々受けついできた西方志向を政策行動に移す契機となったことがほぼたしかめられた。バルト海沿海域に位置するプロイセン公邦を同君連合によりすでに統治下に組みいれていたホーエンツォランの海洋志向が、改革派教会への改宗によりいっそう強まったばかりか、西方（北海圏）への志向をあらたに生みだしたことになる。これにもとづく積極的難民受入れ政策が、17 世紀以降の北フランスやネーデルラントからの波状的難民流入をひきおこし、これがブランデンブルク-プロイセンの北海圏進出志向を一層つよめる相互促進効果をおぼした。また、難民が労働力供給不足を埋める一助となつたばかりか、先進産業技術の担い手でもあったため、ブランデンブルクにネーデルラント北部と地続きのベストファーレンへの進出をうながしたとしても、けっしてふしげではない。

ここで、エルベ河中流域のブランデンブルクからみればベストファーレンが北海圏に属す

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

る地として映ってもおかしくない、もう一つの事情を挙げる。それは、1512/21年にライヒ全領域が10のライヒスクライス Reichskreis に区分されたとき、その一つとして *Niederrheinisch-Westfälischer Reichskreis* がライヒ西北部の広域単位として設定されたことである。これは今日のベルギーの一部（リエージュをふくむ）から西南-東北方向にオストフリースラントの北海臨海域までひろがっていた。この地勢からすれば、ブランデンブルクにとりベストファーレンへの進出が北海圏への進出とほぼ同義であったであろうと推定することは、けっして無理ではあるまい。それだけではない。このライヒスクライス制がブランデンブルクに西部での勢力圏拡大の直接の機会をもたらしたことを見おとせないので。ライヒスクライスの権限は、1555年の「ライヒ執行条例」*Reichsexekutionsordnung*による「クライス内」(Land) の安寧秩序の維持と最高裁判所 *Kammergericht* 判決の執行、1555年の三次ライヒ銅貨条例 *Reichsmünzordnung* 施行以降の銅貨制度監督、1681年のライヒ防衛条例 *Reichs-defensionalordnung* によるライヒ軍の編成および維持ならびにライヒ会議で決定した割当て軍事費の負担であった。ベストファーレン講和以降ライヒスクライスの存在意義は低下していったが、各領邦の軍役負担において興味深いのが、この最後者において、「主導的クライス身分」*größere Kreistände*、とりわけブランデンブルク-プロイセンが「武装身分」*armierte Stände* として非武装小領邦のライヒに対する軍役義務を有償で引き受けたことである。いまや軍事主権をも己のものにした「武装身分」は、この軍事代替により小領邦をライヒ直属から引きはなして自邦に依存させ勢力圏を拡大しながら、定期的課金で自邦軍隊維持費用をまかうための補完的収入を得ることができたのだ。ニーダーライン-ベストファーレン-ライヒスクライスでブランデンブルク-プロイセンが軍事代替した「被保護邦」*Vertretungsländer* は、エセン *Essen* およびエルテン *Elten (Emmerich)* の両ライヒ司教邦 *Reichsstift*、ライヒ修道院ベルデン *Reichsabtei Werden*、ライヒ都市ドルトムント、リンブルク *Limburg* 伯邦、小領邦ギンボルン（グメルスバハ）*Herrschaft Gimborn (Gummersbach)* で、これらはそれぞれ「副次的領域」*Nebenquartier* とも呼ばれた²⁶⁾。

それでは、17世紀にブランデンブルク領に編入された西北ドイツの諸地域がどのような事情にあったのか、これがつぎの検討課題になる。1609年にユーリヒ-クレーベ *Jülich-Kleve* 繼承紛争の結果としてマルク *Mark* 伯邦とラーベンスペルク *Ravensberg* 伯邦、1650年にベストファーレン講和条約によりミンデン *Minden* 侯邦、1702年に相続によりリンゲン *Lingen* 伯邦、1707/1729の相続紛争でテクレンブルク *Tecklenburg* 伯邦、これらが16世紀から18世紀にかけてブランデンブルク-プロイセンがベストファーレンで獲得した新領土である。加えて、ベストファーレンに隣接するクレーベ公邦、プロイセン・リペ共同統治 *preußisch-lippishes Kondominium* の下でのリップシュタット *Lippstadt* の持分があった。ニーダーラインでは1702年にクレーフェルト市 *Krefeld*とともにメアス *Moers* 侯邦を、1713年のユイトレビヒト講和によりゲルデルン上部領域 *Oberquartier Geldern* を、1744年には相

続契約によりオストフリースラント侯邦をそれぞれ取得した²⁷⁾。18世紀までのベストファーレンの領邦分布の特徴は、第一に大領邦を司教邦（ミュンスター、ミンデン、オスナブリュク、パーダボルン）ならびにケルン大司教統治下のベストファーレン公邦およびベストレクリングハウゼン *Vest Recklinghausen* が占めたことだ。第二に、他方で司教邦に匹敵する広大な世俗邦の欠如である。例外として、ユーリヒ-クレーベ-ベルク統合公邦が、これに属するマルク、ラーベンスベルク両伯領をもってベストファーレンに食いこんでいただけである²⁸⁾。ブランデンブルクはまさにこれらの世俗邦を、のちに世俗化したミンデンとともにベストファーレン進出の橋頭堡にしたのだ。そこで、これらの世俗邦がブランデンブルクの支配を受けいれるに適合的な条件を、とりわけ宗教的条件をどの程度具えていたのかを、以下検討する。

① マルク伯邦の形成

まず、もっとも重要なマルクに焦点をあてる。12世紀末以来ハム *Hamm* 附近のマルク城を拠点としたマルク伯家は、14世紀までに北はリペ、エムシャーの両川から南はザオアラント南部のエベ山地 *Ebbegebirge* およびロートハール山地 *Rothaargebirge* にいたるまで、一円的に領地をひろげていった。したがって、マルクはリペ川以北にひろがるミュンスター蘭に属してはいない。それどころか、マルクは西側に隣接するベルク公邦とともにニーダーライン産業革命の震源地となったのであり、構成地域の多くはNRUWの中核に属する。とはいえる、その一部は周域にはみだしており、中核の動態がリペ川をはさんで隣接するミュンスター蘭におよぼす地続き効果を解明するうえで、マルクに焦点をあてることは不可欠の作業である。

1226/1227年に都市権を得たハムがしだいにマルクの中心都市となり（1809年まで）、1469年にハンゼに加盟している。これより早く1392年、クレーベ伯家断絶にともない、最後の伯爵の姪の夫であるマルク伯アドルフ *Adolf*三世がクレーベを継ぎ、クレーベは1417年に公邦に昇格した。それまでに、ユーリヒ伯家が1346年にラーベンスベルクを、1348年にベルクをそれぞれ婚姻により相続し、ユーリヒは1356年に公邦に昇格している。他方で、1444年にゾースト武力闘争の結果ゾースト市とゾースト・ベルデ（沃野）*Soester Börde* がマルクに合した。1461年以来マルクはクレーベとともにクレーベ公の統治下におかれた。1521年にクレーベ公ヨーハン三世 *Johann III* がユーリヒ-ベルク公ビルヘルム三世の相続人である娘と結婚したため、クレーベ、ユーリヒ、ベルクの三公邦およびマルク、ラーベンスベルクの両伯邦が同君連合のもとで統合された²⁹⁾。かくして16世紀前半に、ニーダーライン両岸域にひろがる一大世俗邦連合が出現した。しかし、これが「ニーダーラインのブランデンブルク-プロイセン」として強大な単一の領邦形成にまで統合度をたかめるにはついにいたらず、それどころかブランデンブルク-プロイセンの西部ドイツ進出の足がか

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

りを提供するはめになった。とはいって、19世紀にはいってプロイセン領に統合されたマルク、ベルクが、ニーダーライン産業革命の震源地となり、プロイセン王邦の最大の産業集積地になったことは、むしろプロイセン王邦自体の多極性、連邦制的構成を表すものである。

② ユーリヒ-クレーべ継承紛争

ヨーハン三世が1539年に死去すると、息子のビルヘルム富裕公 *Wilhelm der Reiche* が後をつぎ、1592年まで在位した。かれをついだ子息ヨーハン ビルヘルム公が1609年に嗣子なく死去すると、ユーリヒ-クレーべ継承問題が国際的紛争をひきおこすにいたった。ネーデルラントに隣接するニーダーラインは、ネーデルラント独立戦争期に国際的緊張関係の焦点の地となっており、ネーデルラントが独立をかちとりスペインとの休戦協定にもちこんだ年に、この継承問題がおきたからだ。とりあえず、プランデンブルクのヨーハン ズィーギスムント（前述のように1613年ルター派から改革派教会へ改宗。プロイセン公アルプレヒト フリードリヒと結婚したビルヘルム富裕公の長女の娘、すなわちヨーハン ビルヘルムの姪と結婚）とパルツ-ノイブルク伯（ビルヘルム富裕公の次女と結婚）の息子ボルフガング ビルヘルム（すなわちヨーハン ビルヘルムの甥。1613年ルター派からカトリックへ復帰）が、1609年のドルトムント協定をもってこの五領邦を共同統治下におくことに合意した。しかし、これをみとめないハーブスブルクの皇帝ルードルフ二世の介入とともに、フランス、イギリス、ネーデルラント連合共和国との軍事的緊張間がたかまり、スペインのユーリヒ侵攻とネーデルラントのクレーべ侵攻をまねくにいたった。この「ユーリヒ-クレーべ継承紛争」*Jülich-Klevischer Erfolgsstreit* を収めた、イギリスとフランスの仲介による1614年のクサンテン *Xanten* 条約により、ユーリヒおよびベルク両公邦はパルツ-ノイブルク領に、ライン河にまたがるクレーべ公邦、ベストファーレンのマルク、ラーベンスベルク両伯邦、今日のネーデルラントのプロフィンスイ ノールトブラーバントの小領域ラーベンステイン *Herrschaft Ravenstein* がプランデンブルク領に、それぞれ帰属することになった。この時点でマルク伯邦は、ハム、アルテナ *Altena*、ヘーアデ *Hörde*、ベター *Wetter* の4クライス、ゾースト市、ライヒ伯邦リンブルク、リプシュタット *Lippstadt* の半分から成っていた。1624年ハムは、プランデンブルクの駐屯都市になった³⁰⁾。

しかし、三十年戦争中はこの地域は皇帝軍とネーデルラント軍との戦場となつたため、1647年プランデンブルクとパルツ-ノイブルクは暫定和議 *Provisionalvergleich* を講じ、クレーべ、マルク、ラーベンスベルクをプランデンブルク領とすることにあらためて合意し、1666年のクレーべ協定でこれが確認された。すでにベストファーレン講和条約で、プランデンブルクにフォアアポマンを失った代償としてハルバーシュタット、マクデブルク、ミンデン三司教邦領有がみとめられており、軍事的要衝のミンデンは要塞都市として、整備、拡張されていった³¹⁾。こうして三十年戦争期に、プランデンブルクはベストファーレンに橋頭保

を構築したのであり、その結果、ベストファーレンはカトリックの司教邦と、プロテスタントが多数派ながら諸教派混在のブランデンブルク-プロイセン領とに二分されるにいたった。図11-3から見てとられるように、ベストファーレンは中央部にひろがる諸司教邦を、ブランデンブルク領が西南・東北両側から挟みうつ様相を呈している。都市・ゲマインデの分布は図11-4で示されるごとくであった。

ここで、ホーエンツォラーのズィギスムントがクレーベ公家と姻戚関係にあったことに、あらためて目がゆく。ブランデンブルクがユーリヒ-クレーベ-ベルク連合公領の継承権を主張したのは、ホーエンツォランがクレーベ公家と姻戚関係をむすんでいたからにはかならない。すなわち、ブランデンブルク選帝侯ズィギスムントの妻アナ フォン プロイセン *Anna von Preußen* が、ビルヘルム富裕公の娘にしてプロイセン公アルフレヒト フリードリヒの妻、マリーア エレオノーレ *Maria Eleonore* の娘なので、ズィギスムントはビルヘルム富裕公の義理の孫にあたり、前者の親の代からホーエンツォランとクレーベ公家とが姻戚関係にあったことになる。当時の貴族階層の婚姻が多かれ少なかれ、相続による新領地の平和的取得をねらう政略結婚の色合いを帯びていたことにてらせば、すでに16世紀のうちにホーエンツォランは西方進出の足がかりをもとめて、クレーベ公家と姻戚関係をむすんだとみてけっして拡大解釈ではなかろう。ズィギスムントがユーリヒ-クレーベ継承紛争のさなか1613年に、改革派教会への改宗を公表したことは、かれがネーデルラントにおける改革派教会の急伸という新時代の潮流に個人的に反応しながら、この継承紛争を父祖代々のホーエンツォラーに脈うってきた西方志向を政策行動に移す好機ととらえた、乾坤一擲の対外宣言であったとみることができるのではないか。それは、ズィギスムントの信仰告白であると同時に、ホーエンツォランの国是表明でもあったのだ。

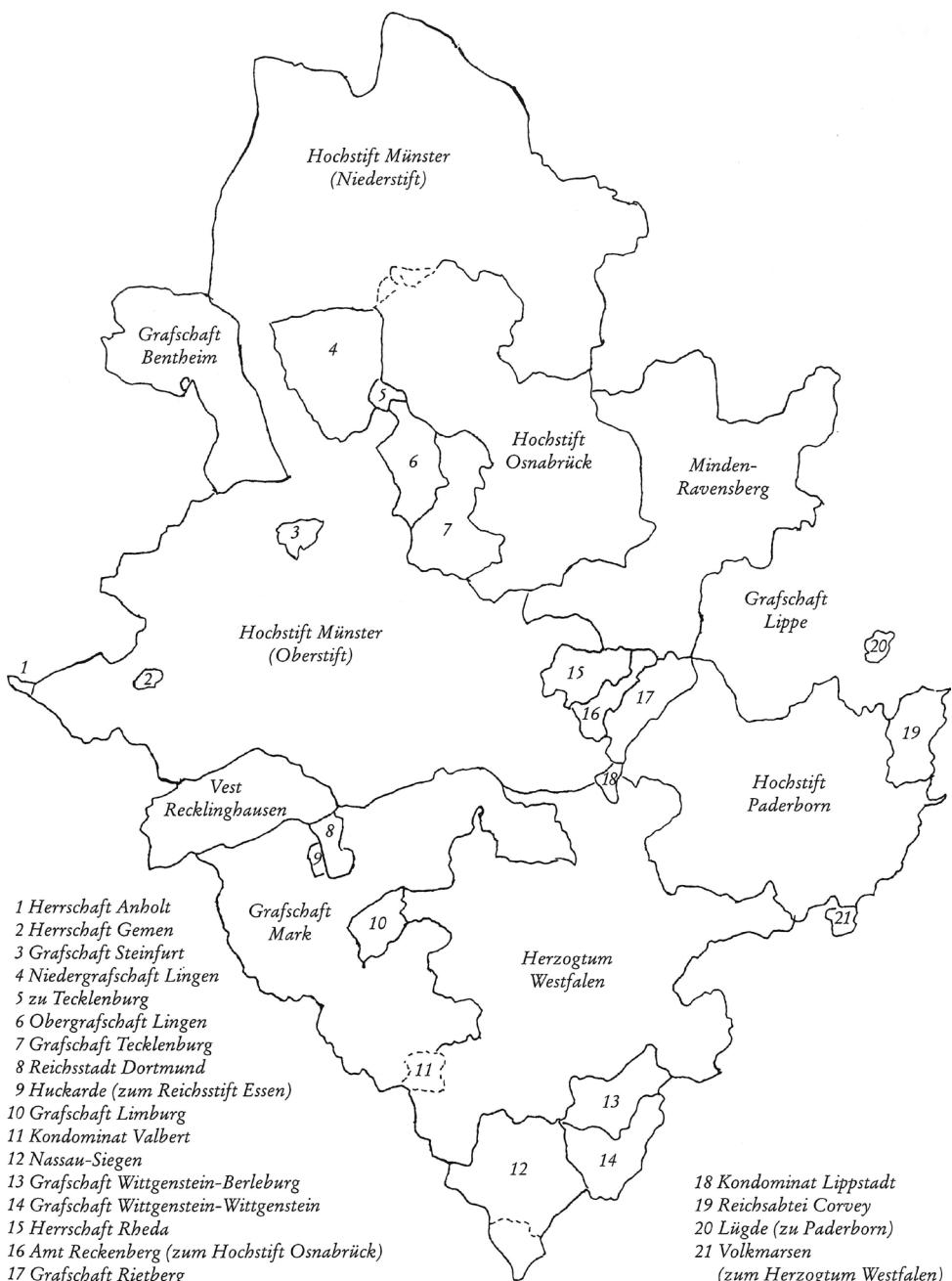
以上の検討から、ブランデンブルク-プロイセンの西方進出がまさに宗教改革の時代にはじまったがゆえに、ブランデンブルク-プロイセン・ベストファーレン関係史も、まずはかかる時代状況のもとで論じなければならないことが浮かびあがってくる。そこでつぎに、ベストファーレン自体の宗教改革史に目を向けることにする。

(11) ベストファーレンの宗教改革

17世紀以降のブランデンブルク-プロイセンのベストファーレン領の中核マルク伯邦の主都ハムが、19世紀のリペ川大改修（ライン河運・ネーデルラントとの直結）、ケルン-ミンデン鉄道（ベルリーンとの直結）の中継基地となり、ニーダーライン産業革命の一局面、交通革命的一大拠点となったことにてらせば、ブランデンブルク-プロイセンの西部進出にとりマルク領有の戦略的意義ははかりしれない。主都ハムが1624年ブランデンブルクの駐屯都市 *Garnisonstadt* になってから2世紀間、事実上は農耕市民都市として半睡状態をつづけたとはいえ、である。

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

図 11-3 ベストファーレンの領邦構成（1789）



Die westfälischen Territorien 1789

Entwurf: H. Klüting nach Günther Wrede (Bearb.), *Die westfälischen Länder 1801*.
(Veröffentlichungen der Historischen Kommission Westfalens, XXVI, 1) Braunschweig o. J.

出所 : Klüting, 181 ペイジ。

図11-4 プロイセン領ベストファーレンの都市分布（1801）



注：1) 主要都市のほか主な小都市も収録。

2) Fbm.=Fürstbistum, Fstm.=Fürstentum, Gf.=Grafschaft, Hft.=Herrschaft, Hztm.=Herzogtum
出所：Freitag, Westfalen, 表紙見返し。

16世紀後半、制度的にはカトリック体制のもとで宗教改革の兆候がマルク伯領の諸都市や、ビーレフェルト、ベーベルンゲン *Beverungen*、メペン *Meppen* 等のベストファーレン諸都市に表れた。しかし、いずれも「信条規定」*Kirchenordnung* の制定にまでいたらず、長期にわたる移行過程をへて、プロテスタントはルター派と改革派教会とに分かれていった。マルク伯邦では、ルター派を志向した諸都市がクレーベ公邦の諸都市とともに、ビルヘルム公に1558年11月教会改革を要求したが却下された。総じて、マルクにおけるルター派への、さらに改革派教会への歩みはおそらく、妥協をかさねながらの跛行であった。それでもカーメン *Kamen* では、1589年に改革派教会の者が「司祭志願者」*Priesterkandidat* に指名され、1600年ごろ市教区は改革派教会に転じた。16世紀末のマルク伯邦は、カトリック（ボーフム）、ルター派（大半の都市）、改革派教会（ハム、カーメン）、さらにカトリック・プロテスタント混合礼拝の諸教区が混在する、多様な教派分布をえがきだしていた。1609年マルクがブランデンブルク領になってはじめて、プロテスタント両派がそれぞれ地域的宗教改革の制度化を達成して、教会会議ズィノーデ *Synode* を組織するにいたったのだ。ルター派で

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

は牧師が、改革派教会では牧師と信徒（長老 *Kirchenälteste*）とが、それぞれここで教義と教会運営にかかる意思決定をくだす機関となった³²⁾。

ユーリヒ-クレーベルク統合公邦では、1521年に三公邦を統合したヨーハン三世（1511/21-39）もその嗣子ビルヘルム五世（1539-92）も、宮廷評議会の支持をうけながら、「人文主義的・諸宗派和解的カトリック改新政策」*humanistisch-irenischer Reform-Katholizismus*による上からの改新を、16世紀をとおして進めた。1523/24年以来ヨーハン三世はロテルダムのエラスムスの信奉者を宮廷にまねき、カトリック教会の改新に踏みだした。これは「エラスムス方式」*erasmianisch*と呼ばれ、1525年にエラスムスが初めてつかった「中道」*via media*の観念に根ざすもので、カトリックの信仰を奉じ、教皇権 *Papstum*にも忠実に服したうえで、「賢い、均衡のとれた、中道をあゆむ政策」“*kluge, ausgleichende, den Mittelweg einschlagende Politik*”を重視するものであった。ルター派は信条規定による制度上の承認は得られなかつたものの、しだいに信仰の自由を獲得していった。16世紀中ごろには、ルター派と改革派教会の説教者が各小教区で勢力をつよめていた。後者については、1560年代以降、フランスおよびネーデルラントからの難民がまず地続きのベルク、クレーベヘ、ついでマルクへ移住してきた。ライヒ法により承認されていない改革派教会に対して、ビルヘルム公は禁制を布いた。1565年および1567年の勅令をもって、かれは再洗礼派と改革派教会（Sektierer）に改宗を命じ、これを拒否する者の逮捕と財産没収がおこなわれた。邦議会が改革派教会承認の努力目標をうちだしたが君主はこれを拒否し、1584年には秘密礼拝 *Conventikel* をも禁止した³³⁾。

ルター派は領邦君主の教派的寛容に与かったが、改革派教会は排除されたのだ。東のブランドンブルクと対照的な状況が生まれたことになる。とはいえ、ビルヘルム公の改革派教会排除の姿勢がどれほどの強度と実効性を具えていたのかは、検討の余地がある。かれの統治下で改革派教会難民の流入は後を絶たず、後述するように、バーセルではネーデルラントからの改革派教会難民の流入が黙認されるどころか積極的に受け入れられ、そのためバーゼル経済の興隆がもたらされたからだ。ちなみにラーベンスベルク伯邦では、人文主義的改新が限界に達して1609年ルター派が公認された³⁴⁾。

都市単位でみれば、ベストファーレンで宗教改革が最初に成功し、しかもすみやかに進行したのが、ミンデンである。市評議会がルター派を承認したのは1529年12月/1530年1月であった。これにつづいたのがレムゴ *Lemgo*、1531年7月/1532年初、リップシュタト 1531年2月/8月、ゾースト 1531年12月、ヘルフォルト *Herford* 1532年4月、ミュンスター 1532年7月、ヘクスター *Höxter* 1533年7月、の順であった。ゾーストは1537年に領邦君主の承認をえたので、1530年代のうちにベストファーレンの7自治都市 *Autonomiestadt* でルター派の信条が承認されることになる³⁵⁾。

ベストファーレンの小伯邦のなかでは、テクレンブルクの領主コンラート *Konrad* が宗教

改革の推進者で、テクレンブルク、リンゲン両伯邦の君主として、また小領地レーダ *Herrschaft Rheda* の領主 *Herr* として、早くから宗教改革にとりくみ、ベストファーレンではただ一人の伯爵としてプロテスタント諸邦同盟であるシュマルカルデン同盟に加盟した。ベントハイム *Bentheim*、シュタインフルト *Steinfurt* 両伯邦の君主アルノルト二世 *Arnold II*（在位 1530–1553）は、領邦君主として宗教改革を遂行したばかりか、孫のアルノルト四世が 1575 年に改革派教会に転じたことは、ホーエンツォランとよく似ている。ふたたび統合されたベントハイム-テクレンブルク-シュタインフルトでも、1588 年に改革派教会の信条規定が制定された。他方で、小領邦のリートベルク *Rietberg* 伯邦では宗教改革に 60 年以上をついやしたあげく、1610 年に再カトリック化がはじまった。リペ伯邦の宗教改革の担い手は貴族と都市であったが、1605 年君主ズィーモン六世 *Simon VI* が貴族、都市の共同決定権を無視して、「第二の宗教改革」、改革派教会への改宗を断行した³⁶⁾。

総じて、ユーリヒ-クレーベ-ベルクのベストファーレンの所領では、自由選択の余地が比較的ひろかったため、1570 代以降ルター派から改革派教会への転向が続出した。とくにマルク伯邦では、領主が教会統治権を行使するのではなく、制定された「信条規定」にもとづきルター派も改革派教会も最高執行機関としての教会会議を発足させて、牧師と教区民 *Gemeinde* とが教会自治権を行使するようになった。前述のように、1609 年に嗣子なしにヨーハン ビルヘルム公が死去すると、継承権を持つブランドンブルクのヨーハン ズィーギスムントとパルツ-ノイブルクのボルフガング ビルヘルムとが共同相続し、1609 年 6 月 10 日後者とブランドンブルク辺境伯エルンスト *Markgraf Ernst von Brandenburg*（なぜか 1619 年に没した選帝侯ズィーギスムントの名をもってではない）がクレーベ-マルク身分制議会に對して、カトリックも他の教派もクレーベ公邦およびマルク伯邦の全土においてひとしく公認されると保証した。宗教問題における領邦政府の中立性は、1614 年クレーベ公邦とマルク、ラーベンスベルク両伯邦とが、この間に改革派教会に転じたホーエンツォランの独占的領有になってからも維持された。君主に留保されたのは監督 *Aufsicht* だけであった。ここでもホーエンツォランは教派的寛容の姿勢を堅持したのだ。

かくて 1610 年 9 月 7–10 日ユーリヒ-クレーベ-ベルクの改革派教会教区の教会会議総会 *Generalsynode* がデュースブルク *Duisburg* ではじめて開催された。これにつづいて 1611 年 3 月 16 日マルク伯邦改革派教会の管区教会会議 *Provinzialsynode* がひらかれ、これに牧師が参加したゲマインデは、表 11-1 に示されるように 15 にのぼった。マルク伯邦各地に、ハム、ウナ、カーメンのような有数の都市だけでなく零細ゲマインデにも、改革派教会が生まれていたことが判る。この年の 9 月には改革派教会のマルク管区教会会議の第二回総会がデュースブルクで開催された。総じて産業革命期に改革派教会企業家が演じた革新的活動にてらして、マルクにおける改革派教会ゲマインデの分布をここで押さえておくことは、けっして無意義ではあるまい。

表 11-1 第一回マルク伯邦改革派教会会議参加ゲマインデ

ハム Hamm, ウナ Unna, カーメン Kamen, ベルドール Werdohl, ビケデ Wickede,
ブライデンホルスト Bladenhorst, カツエンシュタイン Katzenstein,
ボーネン Bonen, ノイエンラーデ Neuenrade, ビブリングベルデ Wiblingwerde,
プレテンベルク Plettenberg, ヘリンゲン Herringen, フリーリヒ Flierich,
ボーデルシュビング Bodelschwingh, ヒルベク Hilbeck,

出所：Freitag, *Reformation*, 220 ページ。

ルター派でも教会会議がひらかれた。これには牧師と教師だけが参加した。1612年11月4日のビーレフェルトでひらかれたラーベンスベルク教会会議に、ラーベンスベルクのルター派牧師がはじめて集合した。その直前の1612年10月2-3日にはウナでマルク伯邦の教会会議が開催されている。1612年以降もマルク伯邦では両宗派それぞれの教会会議が維持されたが、1600年ごろルター派に収斂したラーベンスベルク伯邦では、小領邦であるために教会会議の開設は無理なため聖職者代表と領邦君主とから構成される教会役員会 *Konsistorium* が組織された³⁷⁾。

ベストファーレンで独自な経過をたどったのがミンデンである。司教邦 *Hochstift* ミンデンでは司教が宗教改革に積極的に関与しようとせず、そのため自由選択の余地がうまれ、司教座教会都市ミンデンがルター派に転じた。この司教邦ミンデンがブランデンブルク領になり世俗領邦化されたのは、前述のように1650年である³⁸⁾。

以上のベストファーレン宗教改革史の概観をまとめると、以下のようになる。ベストファーレンでは再カトリック化により大部分の地域でカトリック的性格が20世紀にいたるまで維持された。そのなかでルター派地域は、マルク伯邦のリューディングシャイト *Lüddingscheid*, ハティンゲン Hattingen, ビテン, シュベルム, ウナ, ゾーストの一帯、ラーベンスベルク伯邦のビーレフェルト一帯、旧司教邦ミンデンであり、テクレンブルク、シュタインフルト、ビトゲンシュタイン、ズィーゲンが改革派教会であった³⁹⁾。

カトリック・プロテスタント関係では、1560年代初めクレーベ、ベルク、マルクでは、ゾースト、ペアル Werl とことなりカトリック、プロテスタント合同ミサが行われていた。都市でも農村でもカトリック住民のなかにプロテスタントが少数派として混じっているのが常であり、少数派は排除されるのではなく、合同ミサ、教会堂・墓地の共同使用による共存が図られるのが全般的風潮であった。宗教改革から不可避的に生ずる日常的諸問題へのかかる現実的対応の蓄積をふまえてのことであろうが、1648年のベストファーレン講和条約では、カトリック、ルター派による同一の教会堂の共同利用がみとめられるにいたった⁴⁰⁾。

ここで、カトリックとプロテスタントの対抗関係よりも、むしろプロテスタント内部のルター派対改革派教会の対抗関係がより深刻な様相を呈したことに目を向ける。ルター派領邦・都市において改革派教会へむかう動きが表れたのは1560年代からである。これがまた、

あたらしい教派間緊張関係をまねいた。ルター派牧師の改革派教会に対する敵意がいたるところで見られたからだ。この両派の主戦場はマルク伯邦とエセン修道参事会であった。マルク伯邦にはクレーベ公邦西部やネーデルラントからの改革派教会移民が多く、それだけになおルター派との対抗関係が、マルクの宗教改革に特有な様相をおびさせるにいたった⁴¹⁾。カトリックとルター派に対しては、1555年のアオクスブルク宗教和議により両宗派の共存、相互承認が国際協定にもとづいて保障されたのに対して、プロテstant内部のルター・ツビングリ論争に発する対立は、妥協の余地のない原理的対決だった。ベストファーレンのなかでもマルクが、プロテスタンティズム内部の教派的対抗関係が最も先鋭化した地域であったことは、ここが2世紀後にニーダーライン産業革命の震源地の一部となるだけに見おとせない事象である。かかる状況下で、改革派教会の君主とルター派領民との緊張関係をかかえたプランデンブルクが1609年マルクを領有したことが、この地でルター派とカトリックとの共存だけでなく、ルター派と改革派教会との共存の道もひらいたと言えるかもしれない。ベストファーレンの世俗領は、教派的相互寛容という意味での「プランデンブルク（プロイセン）化」の道をたどることになったのだ。1815年以降、ラインラント、ベストファーレンの諸司教邦がおしなべてプロイセン統治下にはいったとき、改革派教会の君主を頂くプロイセンは、カトリック・ルター派・改革派教会三宗派住民が混在する領域の統治経験をつとに十分につんでいたといえよう。

とはいって、すでに述べたように、ホーエンツォランガルター派に対して融和的姿勢を示したわけではけっしてない。この間、プランデンブルク自体では改革派教会が君主と宮廷貴族と最上層市民の少数派「官僚宗教」*Beamtenreligion*になっていった。前述のように、ズィギスムントは改革派教会信仰を領民にひろめるために積極的ではなかったが、17世紀後半、大選帝侯フリードリヒ・ビルヘルムは改革派教会にてこ入れをし、改革派教会の教区創設をうながし、多数派ルター派をおさえて少数派の改革派教会を積極的に支援した。ルター派教会堂を改革派教会にゆずらせ、教会施設の共同利用を図ったりもした。ベストファーレンで改革派教会教区が政策的に創出された例が、ゾーストの「駐屯地教区」*Garnisonsgemeinde*や、ベターの「官僚教区」*Beamtengemeinde*である。ハムのような自生的改革派教会教区は大選帝侯の支援をうけた。また、かつての司教邦首都ミンデンはプランデンブルクのベストファーレン支配の軍事的拠点として、要塞・駐屯都市に転化しあした。しかし、総じてベストファーレンでは、改革派教会が少数派にとどまり、ルター派がプロテスタンティズムの主流でありつづけたことはいなみようがない。ただし、やがて産業革命期に改革派教会企業家が革新的役割を演じたことをさておくにしても、16世紀以来とりわけ政治・文化面で、改革派教会がめざましい動きをみせたことはたしかである。その一例が、ベントハイム伯アルノルト二世により1588年シュトルフ*Schüttorf*に設立されたラテン語学校である。これは1591年ブルクシタインフルト*Burgsteinfurt*に移り、神・法・哲学部（1607年に医学部

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

を設置）を具えた改革派大学（Hohe Schule），しかもベストファーレン初の大学として名声をはせたのだ⁴²⁾。改革派教会が学術文化において，信徒数の比率を大幅に上まわる社会的影響力を發揮したことは，企業家を輩出した産業革命期の人的資源の配分を先取りしていたということができる。

（12）ライン河港ベーゼルの事例

前述のように，1614年にクレーベ-マルクを相続したことが，ブランデンブルクの西部ドイツ進出の起点となった。そこで，ミュンスター蘭の西南隅，リペ川がライン河にそぞぐ地点に位置する，クレーベ公邦の最大都市ベーゼル *Wesel* の事例に目を向ける。ベーゼルはニーダーラインの一都市であって歴史地理上はベストファーレンに属さない。しかし，地勢上ミュンスター蘭と地続きであるニーダーラインが，NRUW内の周域に位置していると目することができるため，ベーゼルは本稿の検討対象として格好の事例である。

ベーゼルは，宗教改革前はケルン大司教区に属し，カトリックの領邦君主をいただきながら，住民はプロテスタントが多数派を占めたクレーベ公邦の諸都市のひとつである。1552年から市評議会が領邦君主（ビルヘルム五世）の統治権を無視して，教会事案に関する独立行政を運営した。ベーゼル市の新しい信条規定は，神学上の正当性よりも典礼上の調和と教会の合同を重視するものであった。領邦君主は非カトリック信仰を明示的に公認することはなかったものの，プロテスタントを迫害せず，当邦に逃れてきた改革派教会の難民もある程度の保護をうけることさえできた。このクレーベ公邦内のカトリックの諸町に，隣接のネーデル蘭から改革派教会難民が逃げこんできた。ライン河の両岸に沿うこれらの町，ゴホ *Goch*，ゲネプ *Gennep*，カルカル *Kalkar*，クサンテン *Xanten*，エメリヒ *Emmerich*，レース *Rees* は信仰上の相違に柔軟に対処し，改革派教会を黙認して，あるいはカトリック，プロテスタント両方式を併用する典礼を便宜的におこなって，かれらを受けいれた⁴³⁾。

これは，宗教改革の時代，ニーダーラインがカトリックとプロテスタントの対立の緩衝地帯となったことをものがたる一事例である。改革派教会のブランデンブルク選帝侯ズィギスムントが他教派に対してとった姿勢とはかなりの落差があるとはいえ，クレーベでもカトリック君主がプロテスタント両教派に対して融和的もしくは黙認的態度で接したことは否みがたい。ライヒの東端と西端の二人の領邦君主が示した相対的な教派的寛容は，北部ドイツ全域のプロイセン的統合の道をひらく内面的契機のひとつになったと言えるかもしれない。

リペ川がライン河に合流する地点に位置する港町ベーゼルは，クレーベ公邦の最大都市であり，ライン-マース-デルタ域との経済関係をながらく培ってきた。ライヒ・アントウェルペン間の高価な貿易品がケルン街道 *Keuls baan* をとおって陸送されたのに対して，ベーゼル商人はリペ川上流域から舟でベーゼルにはこびいれた日用品，低価格品，葡萄酒，羊毛，木材，穀物などを，川船に積みかえてアントウェルペンへ送った。また，ここで帰り荷とし

て仕入れた保存処理魚、塩蔵品、干物、繊維製品を、ベーゼル内外で、また、船でリペ川をさかのぼりマルク領内で販売した。1559年から定期船がベーゼル-ネイマーヘン間に就航し、さらに1571年までにアントウェルペンまで直航するようになった⁴⁴⁾。16世紀にリペ川は、マルクをニーダーライン、さらにはネーデルラントにむすぶ動脈になっていたのだ。

リペ-ラインの河川軸を通して北海に出ることができる以上、河港ベーゼルは事実上、マルクの北海港として機能していたと言ってもよい。ネーデルラントとの経済関係強化をねらうプランデンブルクが、北海とむすぶ舟運の立地条件にめぐまれたこのベーゼルの、際立った戦略的重要性に目をつけたのも当然であろう。ネーデルラントとの地続き効果はなによりも、1544-1556年にワロニおよびフラーンデレンから、改革派教会やメノー派の難民がこの航路をさかのぼってベーゼルに流入してきたことに表れる。ベーゼルはルター派が多数派のゲマインデであったが、境界をはさむ隣接都市という距離の近さだけでなく、この都市の高度な自律性、プロテスタンクト諸教派への寛容、新産業導入による地域経済活性化への期待が、ネーデルラント人難民を積極的に受けいれる基盤をすでに整備していたことも物を言った。さらにまた、16世紀にやむことがなかった難民流入という人流動態のもとで、アントウェルペンと定期船で直結するにいたったベーゼルは、ここからかれらがニーダーライン各地へ散ってゆく回転盤になったのであり、しかもこの状況下で、地元製の繊維製品を輸出するまでになった。1570年代初までにベーゼルの人口は倍増したという。

16世紀後半の調査によれば、ベーゼル在住880人の改革派教会ネーデルラント人の出身地は、ブラバント、フラーンデレン、ホラント（ゼーラント、ユイトレヒトをふくむ）、ヘルデルン（ドゥレンテ、フリースラントをふくむ）の4プロフィンスにひろがっていた。ベーゼルの地元語はブラバント語にちかく、地元民と難民との相互理解に言語上の支障はほとんど生じなかつたという。

ベーゼル地元民とネーデルラント難民とは職種が共通していた。ベーゼル経済の主力職種は、毛織業、皮革加工業、武器製造業他一連の都市型手工業であった。他方で、ベーゼルへ流入した難民の43%が手工業者、24%が商人であったが、地元民のそれとは異なつた。商人とともに手工業者の大部分は繊維製品、とりわけ薄地、交織りの新服地 *new draperies* の製造に従事した。絹ベルベット交織、絹毛交織、紐類、縁飾り、ベルト、ボタンなどの製造が主であった。ベーゼルが難民の集住地であった間に、衣服地生産の租税収入が激増したという。難民人口の24%（地元民の二倍に達する比率）を占めた商人の販売品は、自己所有の製造場で生産された高価な新服地であり、イタリアやイングランドをふくむ遠隔地市場向けに出荷されさえした。他方、高等教育をうけた専門家、聖職者、教師、医師、法律家、印刷業者などが改革派教会難民の28%を占め、これは地元市民の職業構成とほぼ同率であった。とはいえる、ネーデルラント難民は新手工業技術、新通商網、新税源もたらしたことにより、社会的、経済的影響力が際だつていた。また、かれらは地元民とは別の教会会議、教育・

救貧制度を設け、地元民とは区別される社会集団を形成していた⁴⁵⁾。

17世紀後半の大選帝侯フリードリヒ・ビルヘルムの時代からはじまるネーデルラント人移民のブランデンブルクへの流入は、ブランデンブルクからの吸引作用によるものだった。これとは対照的に、16世紀のクレーベへのネーデルラント人流入は本国からの押し出し作用による。17世紀初頭のブランデンブルクのクレーベ相続が、ここにすでに定着していたネーデルラント人移民とホーエンツォランとの出会いをもたらしたのであり、ライン河下流域における東西ヨーロッパのこのめぐりあいが、ブランデンブルクの西方志向をいっそう強めさせる契機となったことは推量に難くない。

注 _____

- 1) Köbler, Gerhard, "Hohenzollern" in : *Historisches Lexikon der deutschen Länder : Die deutschen Territorien vom Mittelalter bis zur Gegenwart*, 7. Aufl., München 2007.
- 2) 渡辺尚「「東西較差」と「南北較差」——ドイツ的経済空間の史的構造——」田中豊治等編『近代世界の変容——住谷一彦先生記念論文集Ⅰ』リプロポート, 平成3年。当稿では原語の *Süd-Nord-Gefälle* に「南北較差」の訛語をあてたが、不適なので「較差」を「落差」に修正する。他方で、「地域分化」*Regionale Differenzierung* から生ずる各地域特性の水平的差異には、「地域差」という意味で「域差」をつかうことにする。
- 3) 18世紀前半、プロイセンの軍事化がはじまったフリードリヒ・ビルヘルム一世の時代の平時に、下級兵士の除隊事由比率は、正規が44%、兵役中の死亡が35.5%、脱走がじつに20%強に達した。プロイセン軍兵士のおよそ半分がライヒ内の他領邦やスイス出身の傭兵であった。息子のフリードリヒ二世に時代になっても、下級兵士に占める自領外出身者の傭兵比率は他邦の軍隊とくらべて高かったとういう。Sikora, Michael, Die Bedeutung der Deserteure, in : Oswalt, Philipp/Pufelska, Agnieszka (Hrsg.), *Der Geist von Potsdam : Preußisches Militär als Tradition und Erbe*, Berlin/Boston 2024, 109-110 ページ。
- 4) Koopmans, Joop W. and Huussen Jr., Arend H, *Historical Dictionary of the Netherlands*, 2nd ed., Lanham (Maryland), 2007, xxxvii-xxxviii ページ。
- 5) "Oldenburg", in : Köbler, 前掲書。
- 6) 1947年2月25日連合国管理理事会が管理理事会法第46号をもってプロイセン邦の解体を決定したとき、その根拠として、「軍国主義と反動の精神」*Geist des Militarismus und der Reaktion* がここでは「古くから」*seit jeher* 支配的であったことが挙げられた。この管理理事会法は60年後、2007年11月23日の「占領法処理法」*Gesetz zur Bereinigung des Besitzungsrechts* により、「宣言的に」*deklaratorisch* 無効とされた。Pufelska u. Oswalt, *Militärstaat Preußen und der Geist von Potsdam*, in : dies. (Hrsg.), 前掲書, 3 ページ。法制上、いまやプロイセンは復権したと言える。いわゆるプロイセントゥームにかかる最新の国際的共同研究の成果である本書は、しかし、ホーエンツォランの改革派教会信仰とプロイセントゥームの起源との相関にも、プロイセンの海軍創設志向の有無にも、なぜかまったく触れていない。
- 7) Wienfort, Monika, *Geschichte Preussens*, 2008, 13, 16-17 ページ。Niggemann, Ulrich, Migration und Minderheiten in Mittelalter und Neuzeit, 3 Brandenburg, in : Freitag, Werner /

- Kißener, Michael / Reinle, Christine / Ullmann, Sabine (Hrsg.), *Handbuch Landesgeschichte*, Berlin/Boston 2018, 424–426 ペイジ。Köbler, “Brandenburg”, in : 前掲書。
- 8) Wienfort, 前掲書, 15–18 ペイジ。Köbler, “Preußen”, in : 前掲書。
 - 9) Wienfort, 前掲書, 27–28, 51 ペイジ。Klueting, Harm, *Geschichte Westfalens*, Paderborn 1998, 129 ペイジ。
 - 10) Niggemann, 前掲書, 427, 433 ペイジ。プランデンブルク-プロイセンにおけるユダヤ教徒に科せられた諸制約については、ユーリウス・H・シュプス編『ユダヤ小百科』水声社, 2012, “プロイセン”をも参照。
 - 11) Wienfort, 前掲書, 18–19, 21–22 ペイジ。
 - 12) 同上書, 22, 26–27 ペイジ。“Pietismus”, 川口洋『キリスト教用語独和小辞典』, 同学社, 1996 年, 所収。
 - 13) Wienfort, 前掲書, 23 ペイジ。Niggemann, 前掲書, 428–429 ペイジ。
 - 14) Wienfort, 前掲書, 28 ペイジ。Niggemann, 前掲書, 429–430 ペイジ。
 - 15) Wienfort, 前掲書, 30 ペイジ。
 - 16) 同上書, 30–31 ペイジ。Köbler, Preußen”, in : 前掲書。
 - 17) Klueting, 前掲書, 166–167 ペイジ。
 - 18) Willoweit, Dietmar, *Reich und Staat : Eine kleine deutsche Verfassungsgeschichte*, München 2013, 14, 19, 25 ペイジ。
 - 19) Wienfort, 前掲書, 34–35 ペイジ。Niggemann, 前掲書, 430–432, 434 ペイジ。
 - 20) Wienfort, 前掲書, 25, 40–41 ペイジ。Klueting, 前掲書, 164, 170–171 ペイジ。
 - 21) Wienfort, 前掲書, 37–38 ペイジ。Niggemann, 前掲書, 431–432 ペイジ。
 - 22) Pufelska, Agnieszka, *Militär im Dienst der Aufklärung : Friedrich II. und seine Expansionspolitik*, in : Oswalt & Pufelska, 前掲書, 128 ペイジ。
 - 23) Wienfort, 前掲書, 53–54 ペイジ。
 - 24) 同上書, 56–57 ペイジ。Klueting, 前掲書, 156, 239–240, 242–243 ペイジ。
 - 25) Wienfort, 前掲書, 70 ペイジ。von Thadden, Rudolf, *Eine preußische Kirchengeschichte*, Göttingen 2013, 46–47 ペイジ。
 - 26) Klueting, 前掲書, 158–159 ペイジ。Willoweit, 前掲書, 46 ペイジ。ちなみに, *Niederrheinisch-Westfälischer Reichskreis* に隣接するクライスは, *Burgundischer Rkr.* (現在のベルギー, ネーデルラント, ルクセンブルク, プザンソン Besançon), *Kurrheinischer Rkr.* (ベストファーレン公邦, ベスト レクリンハウゼンをふくむ), *Obersächsischer Rkr.* (マクデブルク, ブラウンシュバイク, ハンブルク) であった。“Reichskreise”, in : *Brockhaus Enzyklopädie*, Bd. 13, 1989, 附図参照。
 - 27) Klueting, 前掲書, 162 ペイジ。Freitag, Werner, *Westfalen : Geschichte eines Landes, seiner Städte und Regionen in Mittelalter und früher Neuzeit*, 2. Aufl., Münster 2023, 411 ペイジ。
 - 28) Freitag, Werner, *Die Reformation in Westfalen : Regionale Vielfalt, Bekenntniskonflikt und Koexistenz*, Münster, 2016, 161–162 ペイジ。
 - 29) Köbler, “Berg”, “Jülich”, “Kleve”, “Mark”, “Ravensberg”, in : 前掲書。Freitag, は, マルク家は 1368 年結婚によりクレーベを取得し, 1346 年ユーリヒを併合したラーベンスベルク伯邦をも取得したと述べている。Freitag, *Reformation*, 193 ペイジ。

ニーダーライン原経済圏内の周域（3）

- 30) Klüting, 前掲書, 140–143 ページ。18世紀にハムとゾーストにそれぞれ第九歩兵連隊 *Infanterie-Regiment Nr.9* の一大隊 *Bataillon* が駐屯した。ハムでは1772年に390名の下士官と兵士 *Gemeine* が長期にわたり民家に宿営していた。加えて兵士の妻が101人を数えた。1775年時点では、士官数は50名であった。1763年市の要塞施設が撤去され、1774年兵営が完成した。かくて1760年代以降、ハムは行政都市になった。Freitag, *Westfalen*, 492 ページ。
- 31) ミンデンはベーゼー山地と北ドイツ低地との境界上にあり、ベーゼー河橋が架かり、また東西路と南北路の交点に位置する交通の要衝であった。1650年発令のフリードリヒ・ビルヘルムによる「駐屯地協定」*Garnison-Rezess* により、既存の市壁の増強による要塞化がプランデンブルクの専管案件となり、しかも市はその維持費として年に500万ターラーを拠出する義務を負った。5中隊 *Kompanie* から成り、各112名、合計560名の常備軍が常駐することになり、士官と兵士は家族とともに民家に宿営した。これが市民に多大な負担をかけたばかりでなく、士官・兵士が生活を支えるために従事した副業が、市内の手工業者と競合したため、市民との軋轢が絶えなかった。七年戦争中ミンデン要塞が繰りかえし占領・奪回された経験に鑑み、フリードリヒ二世は1763年すべての要塞施設の取り壊しを命じた。しかし、最初の兵舎が建設されたのは1775年のことである。Freitag, *Westfalen*, 412, 488–489 ページ。
- 32) Freitag, *Reformation*, 204–206, 348–349 ページ。『キリスト教用語独和小辞典』は、*Kirchenordnung* に三種の訳語をあてているが、ここでは、そのうちのひとつ「(フ) 信条規定(宗教改革後、プロテスタント領邦君主が定めた宗派〔教派〕、制度など領邦内の教会が遵守すべき規定)」にしたがう。
- 33) Freitag, *Reformation*, 193–194, 196–198 ページ。Fuchs, Ralf-Peter, *klevisch-geldrische Region im Rhein-Maas-Raum*, in : *Handbuch Landesgeschichte*, 583–584 ページ。『キリスト教用語独和小辞典』は、*Reform Katholizismus* に「カトリック刷新運動」という訳語をあてているが、これを「19世紀末から20世紀初頭にかけてカトリック教会内部に起こった……自由主義化・近代化の傾向」と説明しており、16世紀にエラスムスの影響のもとに生まれた「中道」とはことなる。よって本稿では、「カトリック改新政策」の訳語をあてる。ちなみに、『新カトリック大事典I』(研究社, 1996) は「ヴィア・メディア」の項で、この語は17世紀のチャールズ一世の時代に神学者たちによって使われはじめたが、ニューマン(John Henry Newman 1801–1890)以来、一般にイギリス国教会の「中間的立場」を表すものとして用いられるようになったとしている。『キリスト教神学用語辞典』(日本キリスト教団出版局, 2002年)は「中庸の道」、『オックスフォード・キリスト教辞典』(教文館, 2017年)は「中間の道」と、それぞれ訳したうえで、いずれもニューマンにより造られた語としている。この語の初出および用語法については、なお検討を要するようだ。ただし、以上引用した三辞(事)典とも「ヴィア・メディア」表記で立項していることは見すごせない。*via*(道)はラテン語であり、vの音価は[w]なので、ヴィアと表記すべきだからだ。
- 34) Freitag, *Reformation*, 203 ページ。
- 35) 同上書, 92, 109–112 ページ。
- 36) 同上書, 173, 180–184, 187 ページ。Klüting, 前掲書, 129 ページ。
- 37) Freitag, *Reformation*, 219–221 ページ。
- 38) 同上書, 227, 237–238 ページ。
- 39) Klüting, 前掲書, 123, 128 ページ。

- 40) Freitag, *Reformation*, 336–337 ペイジ。
- 41) 同上書, 309–310, 317 ペイジ。
- 42) Klüting, 前掲書, 129 ペイジ。当大学は今日、ミュンスター単科大学 *Fachhochschule Münster* の分校になっている。
- 43) Spohnholz, Jesse and van Veen, Mirjam, *Dutch Reformed Protestants in the Holy Roman Empire, c. 1550–1620*, Rochester 2024, 85–86, 89–90 ペイジ。
- 44) 同上書, 103–104 ペイジ。
- 45) 同上書, 104–107 ペイジ。Fuchs, 前掲書, in : *Handbuch Landesgeschichte*, 586–587 ペイジ。